

令和3年4月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第195号 年金額減額処分取消請求事件(以下「第1事件」という。)

平成28年(行ウ)第205号 年金額減額処分取消請求事件(以下「第2事件」という。)

平成28年(行ウ)第212号 年金額減額処分取消請求事件(以下「第3事件」という。)

口頭弁論終結日 令和2年12月17日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

厚生労働大臣が平成25年12月4日付けで原告らに対してした老齢基礎年金又は老齢厚生年金の額を改定する旨の各処分を取り消す。

第2 事案の概要(以下、別表記載の各法令については、同表記載の各略称を用いる。)

本件は、国年法上の老齢基礎年金又は厚年法(以下、国年法と併せて「国年法等」という。)上の老齢厚生年金(以下、老齢基礎年金と併せて「年金」ということがある。)を受ける権利を有する者(以下、年金を受ける権利を「年金受給権」という。)である原告ら(以下、第1事件、第2事件及び第3事件を通じて各原告を別紙当事者目録記載の番号に従い、「原告番号1」等という。)が、平成16年改正法の一部を改正した平成24年改正法は、年金の額を減額するものであって、憲法25条、29条1項及び13条並びに経済的、社会的及び文化的

権利に関する国際規約（以下「社会権規約」という。）2条1項及び9条等に違反し無効であり、平成24年改正法の委任を受けて制定された平成25年改正政令は、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があつて無効であるから、厚生労働大臣が平成24年改正法及び平成25年改正政令に基づいて平成25年12月4日付けで原告らに対してした年金額改定処分（以下「本件各減額処分」という。）は違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件各減額処分の取消しを求める事案である。

## 1 改正経緯

国年法等の改正経緯の概要は、次のとおりである（関連する書証を各項に掲記する。以下、書証番号は特記しない限り、各枝番を含む。）。

### (1) 国民年金制度の目的等

国年法（昭和34年11月1日施行）の定める国民年金制度は、憲法25条2項に規定する理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし（国年法1条）、国民年金は、この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものである（国年法2条）。

厚年法（昭和29年5月19日施行）は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする（厚年法1条）。

### (2) 老齢基礎年金・老齢厚生年金制度の沿革

#### ア 老齢年金制度の創設

(ア) 制定時の国年法（乙全8）において、老齢を要件とする年金は「老齢年金」として規定され、その年金額は保険料納付済期間ごとに具体的に定められていた。

(イ) 制定時の厚年法（乙全5）において、老齢を要件とする年金は「老齢

年金」として規定され、その年金額は定額部分と報酬比例部分とを合算した基本年金額に、加給年金額を加算した額とされていた。

上記定額部分は、昭和29年の制定当初は、被保険者期間の長短にかかわらず、定額2万4000円であったが、その後、厚年法の一部を改正する法律（昭和40年法律第104号。乙全6）による改正により定額単価に月数を乗じて計算されることとなった。

また、上記報酬比例部分は、被保険者の報酬月額に基づき、昭和60年改正法による改正前の厚年法20条により定められた「標準報酬月額」を平均した「平均標準報酬月額」に一定の率を乗じた額（以下、この一定の率を「給付乗率」という。）に、更に被保険者期間の月数を乗じて算定されるものとされていた。

(ウ) 国年法等においては、各制定当時から、保険料の額（国年法）又は保険料率（厚年法）は、給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも5年ごとに、この基準に従って再計算されるべき旨が定められていた（制定時の国年法4条2項〔ただし、昭和60年法律第34号による改正後は国年法87条3項〕及び厚年法81条4項。以下、この再計算を「財政再計算」という〔なお、財政再計算の規定は、後記クのとおり、平成16年改正により削除された。〕。）（なお、国年法等の老齢年金については、現在、財政方式〔公的年金の財政運営に関する方式〕として、基本的に、積立方式〔保険料を積み立ててその積立金とその運用収入で将来の給付費を賄う財政方式〕ではなく賦課方式〔その時々々の保険料でその時々々の給付費を賄う財政方式〕が採用されている〔乙全31、37、38〕。）。

イ 昭和48年改正法（物価スライド制の導入等）

国年法等の老齢年金については、昭和48年改正法（乙全9）による改

正により、総理府（当時。現在は総務省）において作成する前年度における年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が、前々年度の物価指数と比較して5%以上、上昇又は低下した場合、その変動比率を基準に、年金額を改定する制度が設けられた（昭和48年改正法附則22条。以下、このような物価指数を基に年金額を改定することを「物価スライド」といい、そのような仕組みを「物価スライド制」という。）。

また、厚年法上の老齢年金における基本年金額のうちの報酬比例部分の計算については、昭和48年改正法による改正により、過去の標準報酬をその後の賃金動向に合わせて再評価する仕組みが導入された（昭和48年改正法附則5条）。

#### ウ 昭和60年改正法（老齢基礎年金制度の導入等）

昭和60年改正法（乙全7）による改正により、同改正前の国年法の老齢年金が「老齢基礎年金」と改められ、同改正前の厚年法の老齢年金の定額部分が老齢基礎年金に組み入れられ、また、被用者年金各法（国年法5条各号〔当時〕に掲げる厚年法等の法律をいう。）の被保険者等も、国民年金の強制加入被保険者に加えられるなどした。これにより、国民年金制度は、全国民共通の基礎年金制度となった。そして、厚年法の老齢年金の報酬比例部分は、同改正により「老齢厚生年金」と改められた。

#### エ 平成元年の改正（物価スライド制に係る改正）

上記イのとおり、物価スライド制は昭和48年改正法附則に規定されていたところ、昭和60年改正法による改正により、国年法等の本則に規定されるとともに（昭和60年改正法による改正後の国年法16条の2及び厚年法34条）、それまで年度平均の物価指数の変動比率が基準とされていたのが、暦年平均の物価指数の変動比率が基準とされることとなった。

物価スライド制は、国年法等の一部を改正する法律（平成元年法律第8号。乙全13）による改正により、前年平均の物価指数が、前々年の物価指数と比較して上昇又は低下した場合、5%に満たない変動であっても、その変動比率を基準に年金の額を改定することができる仕組みに改正された（同法による改正後の国年法16条の2及び厚年法34条）。

オ 平成12年改正法（厚生年金給付額の5%引下げ等）

平成12年改正法（乙全14）により、厚生年金に係る年金額の給付乗率を5%引き下げるなどの改正がされた。

もともと、給付乗率の5%引下げの実施に当たっては、年金受給者の生活の急激な変化を防ぐため、①平成12年改正法による改正後の規定による年金額（厚年法43条又は平成12年改正法附則20条による計算）と②平成12年改正法による改正前の給付乗率等により年金額を計算し、③これに平成6年以降の物価変動を乗じた額（平成12年改正法附則21条による計算）とを比較して、④いずれか高い額を給付する経過措置が設けられた（平成16年改正法による改正前の厚年法43条、平成12年改正法附則20条及び21条）。なお、実際には、少なくとも次に行われる平成16年の財政再計算で賃金上昇が反映されるまでは、上記①による年金額が上記②による年金額を上回ったため、上記①による年金額が支給されることとなった。

カ 平成12年特例法・平成13年特例法・平成14年特例法（物価スライド特例法）（平成12年度～平成14年度の物価スライドの特例措置）

平成12年度～平成14年度の年金額については、それぞれ、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動比率は、平成12年度がマイナス0.3%、平成13年度及び平成14年度がいずれもマイナス0.7%であったため、物価スライド制の下では減額改定がされるはずであったが、次のとおり、平成12年特例法、平成13年特例法及び平成1

4年特例法（以下、併せて「物価スライド特例法」という。）が制定された（乙全15～25）。

(ア) 平成12年特例法（乙全15）

平成12年度における年金額は、前年度の額に据え置くこととされ、その結果、平成12年特例法が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、0.3%高い水準で支給されることとなった。

(イ) 平成13年特例法（乙全21）

平成13年度における年金額は、前年度の額に据え置くこととされ、その結果、平成12年特例法及び平成13年特例法が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、1.0%高い水準で支給されることとなった。

(ウ) 平成14年特例法（乙全24）

平成14年度における年金額は、前年度の額に据え置くこととされ、その結果、平成12年特例法、平成13年特例法及び平成14年特例法（物価スライド特例法）が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、1.7%高い水準で支給されることとなった。

キ 平成15年特例法・平成16年特例法（平成15年度及び平成16年度の減額改定）

平成15年度及び平成16年度の年金額については、前々年と比較した前年の年平均の物価指数の変動比率は、それぞれマイナス0.9%、マイナス0.3%であったため、物価スライド制の下では、平成11年度の年金額を基準として、それぞれ、2.6%（上記カウの1.7%と0.9%の合計）、2.9%（上記カウの1.7%と0.9%と0.3%の合計）の減額改定がされるはずであった。しかし、平成15年特例法及

び平成16年特例法が制定され、物価スライド特例法が適用された。その結果、現に支給されている平成14年度の年金額を基準として、平成13年（平成15年の前々年）と比較した前年の物価指数の変動比率分（平成15年度分につき0.9%、平成16年度分につき1.2%〔0.9%と0.3%の合計〕）のみ減額改定することとされた。その結果、平成15年度及び平成16年度における年金額は、物価スライド特例法が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、1.7%高い水準であった。

#### ク 平成16年改正法の概要

平成16年改正法（乙全3）は、将来的な年金制度の安定や将来世代の公的年金制度の信頼を確保する見地から、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政について、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失うと見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならないとする一方で、政府は、少なくとも5年ごとに国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間（おおむね100年間）における見通し（以下「財政検証」という。）を作成しなければならない（国年法4条の2、4条の3、厚年法2条の3、2条の4）、財政検証を作成するに当たり、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、給付額を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものであった（国年法16条の2、厚年法34条）。

平成16年改正法の概要は、次のとおりである。

(ア) 将来における最終的な保険料水準の固定（国年法87条3項から6項

まで、厚年法81条4項)

(イ) 基礎年金給付に要する費用に対する国庫負担割合の3分の1から2分の1への引上げ(国年法85条, 厚年法80条)

(ウ) 有限均衡方式の採用(国年法4条の2, 4条の3, 16条の2, 厚年法2条の3, 2条の4, 34条)

それまでの永久均衡方式(将来にわたる全ての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式)に替えて, 有限均衡方式(現在既に生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年を財政均衡期間に設定し, 同期間において財政の均衡を図る方式)を採用し, 財政均衡期間の最終年度に給付費の1年分程度の積立金を保有することとし, 積立金は同期間においてその運用収益のみならず, 元本も活用することとした。

(エ) マクロ経済スライド制等の導入

a ①物価スライド制に替えて, 物価又は賃金の変動(国年法27条の2第2項及び厚年法43条の2第1項所定の「物価変動率」及び「名目手取り賃金変動率」〔以下, 名目手取り賃金変動率を「賃金変動率」という。〕)を基準として, 老齢基礎年金については改定率(国年法27条に規定する改定率をいう。以下同じ。)を, 老齢厚生年金については再評価率(厚年法43条1項に規定する改定率をいう。以下同じ。)を, それぞれ改定することによって年金額を改定することとし(国年法27条, 27条の2, 27条3, 厚年法43条1項, 43条の2, 43条の3), また, ②必要な積立金を保有しつつ上記(ウ)の財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合は, 調整期間を設け, 同調整期間において, 物価又は賃金の上昇を基準として改定された改定率又は再評価率に; 公的年金制度の被保険者総数変動率(現役人口の増減)と平均余命の伸び率というマクロの



指標（人口要因の指標）を勘案して決定された調整率を乗じて、年金額を決定又は改定する仕組み（以下、この仕組みを「マクロ経済スライド制」という。）が導入された（国年法16条の2，27条の4，27条の5，厚年法34条，43条の4，43条の5）。

5 b もっとも、年金額については、①本来水準（物価スライド特例法の適用がなかった場合に国年法等の規定により本来的に支給される年金額の水準をいう。以下同じ。）によって計算された年金給付額（平成16年改正法による改正後の国年法等の規定による年金給付額）が、  
10 ②特例水準（平成12年度～平成14年度の間に行われた物価スライド特例法に基づく特例措置により支給された年金額の水準であって、本来水準よりも高いものをいう。以下同じ。）によって計算された年金給付額（平成16年改正法による改正前の年金給付額に0.988  
15 [平成15年特例法及び平成16年特例法による減額改定に相当する率] を乗じて得た額。ただし、物価指数が下落したときは、0.988に物価指数の低下比率を乗じて得た率を基礎として政令で定める率を平成16年改正法による改正前の年金給付額に乗じて得た額）に満たない場合には、特例水準による年金給付額（上記②）による支給を  
20 することとされた（平成16年改正法附則7条，27条）。

なお、本来水準によって計算された年金給付額が特例水準によって  
25 計算された年金給付額を下回る者については、マクロ経済スライド制は適用しない（平成16年改正法附則12条，31条）。

#### ケ 平成16年改正法制定後の年金額の推移

平成17年度～平成24年度において、その間の物価及び賃金の変動によっても、上記ク(エ)b①の年金給付額は、上記ク(エ)b②の年金給付額に  
30 満たないものであったから、その間の年金給付額は、平成16年改正法の上記経過措置による上記ク(エ)b②の年金給付額とされ、また、マクロ

経済スライド制が適用されるには至らなかった。

その結果、平成24年度における年金額は、平成16年改正法による改正後の規定により計算した額（ただし、マクロ経済スライド制を適用しないもの）より2.5%高い水準となっていた。

5 (3) 平成24年改正法の概要等

ア 平成24年改正法の概要は、次のとおりであるが、要旨、平成25年度及び平成26年度においては、その間、賃金変動率及び物価変動率が上昇しない場合には、特例水準からそれぞれ1%ずつ年金額の減額を行い、それらが上昇した場合には、1%との差額のみ減額がされ、平成27年度においては、特例水準に基づく支給がされなくなることにより、0.5%の減額がされることによって、平成27年度までの3年間で特例水準を段階的に解消するものである（乙全1）。

10 (ア) 上記(2)ク(エ)bの措置については平成26年度までとする（平成24年改正法による読替え後の平成16年改正法附則7条、27条）。

15 (イ) 平成25年度及び平成26年度について、平成16年改正法による改正前の年金給付額に0.978（当該年度の改定率の改定の基準となる率〔以下「改定基準率」という。〕）に0.990を乗じて得た率として政令で定める率〔以下「政令制定率」という。〕が1を下回る場合においては、当該年度の4月以降、0.978〔率の改定が行われたときは、当該改定後の率〕に当該政令で定める率〔政令制定率〕を乗じて得た率を基準として政令で定める率〔以下「政令基準率」という。〕）を乗じて得た額をもって給付の額とする（平成24年改正法による読替え後の  
20 国年法27条、平成12年改正法附則21条1項）。

25 イ 平成25年度における改定基準率が1とされたため、内閣は、平成25年改正政令を制定し（平成25年10月1日施行）、①政令制定率を「0.990」と、②政令基準率を「0.968」と定めた（乙全2、

弁論の全趣旨)。

## 2 前提事実

当事者間に争いがないか、又は各項掲記の証拠等により容易に認定することができる事實は、次のとおりである。

### 5 (1) 原告ら

原告らは、平成25年9月30日当時、老齢基礎年金又は老齢厚生年金を受給していた。

### (2) 本件各減額処分と不服申立ての経緯

厚生労働大臣は、平成24年改正法による読替え後の平成16年改正法による改正前の国年法27条及び平成24年改正法による読替え後の平成16年改正法による改正前の平成12年改正法附則21条1項並びに平成25年改正政令による改正後の平成16年政令に基づき、原告らの平成25年10月以降の年金額を1%減額する旨の本件各減額処分をし、同年12月4日付けで、原告らに対し、それぞれ通知した。

15 原告らは、近畿厚生局社会保険審査官に対し、本件各減額処分につき、それぞれ審査請求をしたが、近畿厚生局社会保険審査官は、原告らの審査請求を却下する旨の各決定をした。

原告らは、社会保険審査会に対し、それぞれ再審査請求をしたが、社会保険審査会は、原告らの再審査請求を却下する旨の各裁決をした。

### 20 (3) 本件訴えの提起等

第1事件原告ら(原告番号1~88。ただし、原告番号42、65及び66は欠番である。)は、平成27年5月29日、京都地方裁判所に本件訴えを提起したが(ただし、その時点で第1事件原告らは再審査請求をしていたものの再審査請求を却下する旨の各裁決はされていなかった。)、同裁判所は、同年12月28日付けで、本件を大阪地方裁判所に移送する旨の決定をし、第1事件原告らが抗告をしたものの、大阪高等裁判所は平成28年6月

3日付けで抗告を棄却する旨の決定をし、同決定はその頃確定した。

第2事件原告ら（原告番号90～115。ただし、原告番号89, 105及び106は欠番である。）は、平成27年6月30日、京都地方裁判所に本件訴えを提起したが（ただし、その時点で第2事件原告らは再審査請求をしていたものの再審査請求を却下する旨の各裁決はされていなかった。）、同裁判所は、同年12月28日付けで、本件を大阪地方裁判所に移送する旨の決定をし、第2事件原告らが抗告をしたものの、大阪高等裁判所は平成28年7月8日付けで抗告を棄却する旨の決定をし、同決定はその頃確定した。

第3事件原告ら（原告番号116～121）は、平成28年4月11日、京都地方裁判所に本件訴えを提起したが、同裁判所は、同年8月9日付けで、本件を大阪地方裁判所に移送する旨の決定をし、同決定はその頃確定した。

なお、大阪地方裁判所は、平成28年10月21日の第1回口頭弁論期日において、第1事件に第2事件及び第3事件を併合した。

### 3 争点

- (1) 平成24年改正法は憲法25条及び社会権規約等に違反するか否か（争点(1)）
- (2) 平成24年改正法は憲法29条1項に違反するか否か（争点(2)）
- (3) 平成24年改正法は憲法13条に違反するか否か（争点(3)）
- (4) 平成25年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無（争点(4)）
- (5) 昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分の適法性（争点(5)）

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（平成24年改正法は憲法25条及び社会権規約等に違反するか否か）について  
（原告らの主張）

ア 憲法 25 条の解釈及び同条における公的年金制度の位置付け等

(ア) 社会権規約の裁判規範性と後退禁止原則

我が国は、締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守することを憲法において明記し（98条2項）、社会権規約を批准しているの  
5 であるから、その趣旨及び内容を時代の解釈水準に合わせて酌み取り、  
締約国として課された義務を果たすべきである。社会権規約上の諸権利  
について具体的権利性を否定し、又は社会権規約の立法府に対する羈束  
性を否定する見解は誤りである。

社会権規約9条は社会保険その他の社会保障についての全ての者の権  
10 利を保障するところ、社会権規約上の諸権利については、それが漸進的  
であるにせよ、権利の実現に向けて進歩すべきことが社会権規約の趣旨  
から導かれ、締約国のとった措置によって権利の実現がそれ以前よりも  
後退していることは、社会権規約2条1項の趣旨に反することになる。  
したがって、締約国は、原則的に、権利を後退させる措置（以下「後退  
15 的措置」という。）をとってはならず（後退禁止原則）、後退的措置を  
選択せざるを得ないときも、その必要性・不可避性等について主張・立  
証する責任を負う。

経済的、社会的及び文化的権利委員会（以下「社会権規約委員会」と  
いう。）の一般的意見19（パラグラフ42）も、後退的措置は、社会  
20 権規約に基づいて禁じられているとの強い推定が働くとした上で、いか  
なる後退的措置がとられる場合であっても、第1に、それが全ての選択  
肢を最大限慎重に検討した上で導入されたものであること、第2に、締  
約国の利用可能な最大限の資源の完全な利用に照らして、社会権規約に  
規定された権利全体との関連によってそれが正当化されることの証明責  
25 任は締約国が負うことを明記している。そして、上記意見は、その際  
には、(a)行為を正当化する合理的な理由があったか否か、(b)選択肢が包括

的に検討されたか否か、(c)提案された措置及び選択肢を検討する際に、影響を受けた集団の真の意味での参加があったか否か、(d)措置が直接的又は間接的に差別的であったか否か、(e)措置が社会保障についての権利の実現に持続的な影響を及ぼすか否か、既得の社会保障の権利に不合理な影響を及ぼすか否か、個人又は集団が社会保障の最低限不可欠なレベルへのアクセスを奪われているか否か等の事情が注視されるとする。

以上のような、社会権規約9条、2条1項の定める後退禁止原則は、我が国の国内立法を拘束するが、同時に、憲法25条を解釈する上でも規範的効力を有するものである（社会権規約の間接適用）。

#### (イ) 公的年金制度による最低限度の生活保障

憲法25条は、1項において、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障し、2項において、国は、全ての生活部面について、社会保障等の向上及び増進に努めなければならない旨を規定し、生活保護に限らず、年金等を含めた全ての生活部面についての社会保障の向上及び増進義務を定めているから、国に対し、公費負担方式による公的年金制度によって、生活保護基準と同等か、又はこれを上回る水準の最低限度の生活を保障することを義務付けていると解すべきである。このような理解は、社会保障制度審議会が、昭和25年、社会保険を中心とした総合的社会保障制度の策定を前提とし、これを補完する制度として生活保護制度の改善・強化を勧告し、当該勧告を踏まえて現行の国年法等が制定され、昭和37年、老齢年金に生活保護基準と同等か、又はこれを上回る最低保障額を設ける旨の勧告をしたという経過にも整合する。

#### (ウ) 憲法25条違反の有無について厳格な審査が妥当すること

- a ①年金受給権が生存に直結する権利であって、憲法25条だけでなく憲法13条、29条と密接に関連し、重疊的に保障されていること、②年金受給権が侵害された場合には、生存に直結する権利が侵害され

たものとして、政治過程を通じて是正を期することが困難であること、  
⑦社会権規約は後退的措置をとることを原則として禁止しており、憲  
法98条2項の規定する条約等遵守義務に照らせば、少なくとも社会  
権規約の内容を憲法の解釈に反映させるべきであって、平成24年改  
正の憲法25条違反の有無については、厳格な違憲審査基準を用いて  
判断すべきである。

b 公的年金制度が憲法25条2項に基づき創設された結果、年金受給  
権は、同条1項によって個々の国民に保障される具体的な権利となっ  
ているところ、同条2項は、その向上及び増進に努めるべき国の責務  
を定めている。そうすると、具体的な権利として保障された年金受給  
権を向上・増進させることなく、受給者に不利益に変更する場合には、  
立法府の広範な裁量を前提に司法審査の範囲を限定することはできな  
い。そのような意味において、立法府の広い裁量を前提として司法審  
査をした最高裁昭和51年(行ツ)第30号同57年7月7日大法院  
判決・民集36巻7号1235頁(以下「昭和57年大法院判決」と  
いう。)等の射程は、本件に及ばない。

#### イ 立法裁量の範囲の逸脱又はその濫用について

立法府の裁量権は、憲法が立法府に裁量権を与えた趣旨に沿って適切に  
行使されなければならない。したがって、立法過程に照らして平成24  
年改正法の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を判断す  
るに当たっては、憲法25条の趣旨に照らし、①国民の生活保障に係る  
様々な要素を考慮に入れて時宜に適した判断をせず、抽象的判断を機械  
的に行ったことはないか、②当然考慮すべき事項を考慮せず、又は考慮  
すべきでない事項を考慮し、又はさほど重要視すべきではない事項に過  
大な比重を置いた判断がされていないかなどの点にわたって審査をしな  
ければならない。また、このような判断過程審査に加えて、実体的審査

を行うことが求められる。

これを本件についてみると、次の(ア)～(ウ)の事情等に照らせば、平成24年改正法の立法過程には裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、平成24年改正法は、憲法25条に違反する。

5 (ア) 平成24年改正法による年金減額には、次のとおり、必要性も合理性も見いだすことができないこと

a 立法事実がなかったこと

10 平成24年改正法により年金減額をしなければならないほどの立法事実はなかった。すなわち、平成12年度～平成14年度の年金額について、平成16年特例法によって物価スライドによる年金減額を行わないという特例措置がとられたのは、当時の社会情勢や高齢者の生活状況を考慮してのことであって、これにより特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離の問題については対応済みとなっている。その後、平成24年改正法の制定当時までに社会情勢が好転したとか、高齢者の生活状況が改善されたといった事情はなく、むしろ、引き続き実質賃金の下落や、医療費、介護保険料の負担増等により生活状況は悪化していたのであるから、特例水準を解消するために年金減額をしなければならないほどの立法事実（特例水準の解消を正  
15 当化することはできるような立法事実）はなかった。

20 b 「世代間の公平」が無内容であること

平成24年改正法の立法目的である「世代間の公平」とは、いかなる意味か不明確であり、実質的に無内容である。

25 公的年金制度は社会全体で世代間扶養を図る仕組みであるから、納めた保険料の額と受け取る年金額を比較することに意味はない。また、現役世代は、年金制度で高齢者の生活を支えることにより個人が負担すべき親の高齢期扶養が軽減されるなど、社会全体を通して経済の安



5  
定といった効果を得ている上、これまでの間に高齢者による教育費等の援助や社会資本の整備の結果を享受し、世代間の所得移転があること等を考慮すると、現役世代の方が高齢世代より給付負担倍率（支払った保険料総額に対する給付総合計の割合）が低くなる傾向があるとしても、これを世代間格差ということとはできない。さらに、賦課方式を基本としている現行制度の下で特例水準を維持することが現在における現役世代の給付水準の低下に結び付くものではないから、平成24年改正法による年金減額には必要性も合理性もなく、これに正当な立法目的があるとはいえない。

10  
また、現在、被告が世代間格差の指標となると指摘している所得代替率（現役男子の可処分所得〔税・社会保険料を控除した手取り収入〕を分母とし、サラリーマンと専業主婦という夫婦2人のモデル世帯の名目年金額〔夫婦2人分の満額の老齢基礎年金の月額に、夫が40年間平均的な賃金を得て厚生年金保険料を納めた場合に受ける老齢厚生年金の月額を加算したもの〕を分子として表される率をいう〔平成16年改正法附則2条1項参照〕。以下同じ。）が上昇しているのは、分母となる現役世代の手取り賃金が減少したことに原因があることに加え、所得代替率を計算するに当たって、分母となる現役世代の収入は税金や社会保険料を控除した手取り賃金額であるのに対し、分子となる年金額はそれらを含めた金額で計算しているのであって、年金受給者の税金や社会保険料が年々増大していることを踏まえると、  
15  
20  
所得代替率をもって世代間の格差を論じることには無理がある。

25  
加えて、相次ぐ年金額の引下げによって年金受給者の生活に多大な不利益を生じさせていることが年金制度に対する不信感の本質であって、現役世代が受給する見込みの年金額と年金受給世代が現に受給している年金額との相違は本質的な問題ではないから、特例水準を解消

することによって年金制度に対する不信感が払拭されるものではない。また、少子高齢化が進展しているとしても、現役世代と被扶養者である高齢者及び子供の人口全体を比較すれば、現役世代の扶養負担は長期的にほとんど変化しないというべきであるから、適切な政策によって1人当たり国内総生産（GDP）の水準を維持・増大し、社会保障の水準を維持することは可能であるし、年金額を引き下げるとは、年金制度の持続可能性を失わせることになる。そうすると、平成24年改正法による特例水準の解消は、年金制度の持続可能性の確保という観点でみても、相当な手段ということとはできない。

c. マクロ経済スライド制自体が合理性を欠くこと

平成24年改正法は、マクロ経済スライド制を早期に実現することを目的としている。

しかし、①マクロ経済スライド制は、年金財源を固定化した上で、その範囲内で支給可能な年金額を決めるというものであって、老後における生活の最低限の需要に対応する額の年金を給付するという公的年金制度の目的を放棄するものである。また、②マクロ経済スライド制において、財政均衡期間を100年と設定することに合理的理由はなく、物価及び賃金の上昇率等の条件を100年にわたって想定することは非現実的である。さらに、③平成24年改正法の施行により、新たに年金を受給し始める者（以下「新規裁定者」という。）については、現役男子被用者の平均手取り賃金の50%を上回る水準を確保されるものの、平成26年度財政検証で明らかにされたように、平成26年の新規裁定者について、高成長ケースであっても、所得代替率62.7%が約30年で50%まで低減すると見込まれ、既に年金を受給している者（以下「既裁定者」という。）について、所得代替率50%の水準の保障はなく、年金の実質的価値（物価や所得水準〔賃

金) に対する年金の相対的な経済的価値をいう。以下同じ。) を侵害するものである。加えて、④マクロ経済スライド制の調整期間が長期間に及び、終了時期が不明確である。

これらの事情に照らせば、マクロ経済スライド制を導入することは、相当でない。

(イ) 考慮すべき事項を考慮していないこと

a 優先して検討されるべき他の選択肢の存在

平成24年改正法が将来世代における年金受給者のための年金財源の確保を目的としているとしても、年金積立金の活用、国債の発行や法人税の増税による国庫負担の増額、保険料の増額による保険料収入の確保等の年金を一律に減額する方法以外の方法が優先して検討されるべきであって、このような方法によることも十分考えられる状況であった。それにもかかわらず、平成24年改正法において、これらの方法は、検討されなかった。

b 公的年金制度はそれ自体として健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければならないこと

上記ア(イ)のとおり、公的年金制度は、それ自体として、生活保護基準と同等か、又はこれを上回る水準の最低限度の生活を保障するものである必要がある。

c 年金受給者の信頼保護

公的年金は長期間にわたって年金受給者の生活を支える重要な糧であるから、人間らしい生活を営むに足りる支給額が将来にわたって維持されなければならない。公的年金を運営する国の時々都合によって、支給水準が変更されてはならない。そして、物価スライド制の導入時には、元々、物価の下落による年金減額は想定されておらず、物価スライド特例法において、高齢者の生活への影響に配慮して特例水準が

維持され、平成16年改正法において、特例水準を物価上昇局面でのみ解消する旨の対応が既にとられていたことから、年金受給者は、これを信頼して生活設計を立てていた。このような経緯の中、物価上昇がないにもかかわらず、平成24年改正法において特例水準を解消することとされたのであるから、平成24年改正法は、年金受給者の上記信頼を損なうものである。

d 高齢者・女性の生活実態

(a) 統計上、高齢者世帯の貧困が進んでいたこと

65歳以上の高齢者のいる世帯について、実質的生活保護基準（相対的貧困を測るための基準であり、生活保護を受けていない者が生活保護を受けている者と同等の生活を送るために必要な金額を数値化したもの。甲全53参照）を用いて、相対的貧困を測定したところ、本件各減額処分がされる前の平成21年の時点において、高齢者世帯全体の24.7%、男性単独世帯の33.4%、女性単独世帯の56.1%が実質的生活保護基準以下の生活水準にあったが、本件各減額処分がされた後の平成28年の時点においては、それぞれ、順に、27.0%、36.3%、56.2%といずれも上昇しており、本件各減額処分により年金受給者の貧困が拡大する傾向がみられた。

また、年金減額による不利益は、高齢者単身世帯にとって一層深刻であり、高齢単身世帯の家計調査における可処分所得は、平成14年に比べて平成28年には月額9438円（年額11万3256円）減額し、同年の家計収支の赤字額は月額3万2147円（年額38万5764円）であった。家計調査による高齢単身世帯の年金額は143万6000円であり、実質的生活保護基準である160万円を優に下回る。

5 以上のとおり、平成24年改正法の制定時点において、統計上、  
高齢者世帯の貧困が進んでおり、年金減額により、高齢者の貧困が  
更に深刻化することは明らかであった。

(b) 高齢者の医療等の支出増

5 近時、健康保険料、介護保険料等の公租公課が支出増となり、食  
糧費、光熱水道費及び保健医療費に係る物価指数は一貫して上昇傾  
向にある。年金減額は、光熱水道費及び保健医療費の支出割合が高  
い高齢者世帯への影響が大きく、高齢者世帯に大きな不利益を被ら  
せるものであった。

10 (c) 女性の年金受給額が低額にとどまっている実態について

15 女性は、男性との賃金格差、非正規労働者の拡大、結婚や妊娠に  
よる退職を原因として男性より低額の年金を受給するにとどまり、  
国民年金のみを受給する者が多いことから、女性の低年金について  
代償措置を必要とする状況にあった。また、日本政府は、社会権規  
約委員会及び国連女子差別撤廃委員会から、高齢女性が貧困状態に  
あることを踏まえ、最低保障年金制度を導入するように勧告を受け  
ている。

しかし、平成24年改正法の立法過程では、これらの事情は、全  
く考慮されていなかった。

20 (ウ) 立法過程における検討が不十分であり、また、誤った数字に基づいて  
議論されたこと

a 年金受給者らの意見の聴取機会の欠如

25 平成24年改正法は、パブリックコメントを募集しないなど、年金  
受給者や国民の意見を広く求めることをせず、衆参両院で僅か2日の  
審議で成立したものであり、立法過程における検討が不十分であった。

b 厚生労働省の誤った説明

平成12年改正法により、老齢厚生年金の報酬比例部分に関して、既裁定者については従来どおり物価スライドによって年金額が改定されるが、新規裁定者については賃金変動率等によって年金額が改定されることとなったため、平成16年度に67歳となる新規裁定者から当該方式が適用されることとなり、昭和11年度以前生まれの年金受給者と、昭和12年度生まれの年金受給者及び昭和13年度以降生まれの年金受給者との間で、特例水準と本来水準の乖離率が異なることとなった。

したがって、特例水準に基づく年金給付の影響を正確に算定するのであれば、特例水準と本来水準との乖離率が3通りあることを前提としなければならないが、厚生労働省は、乖離率が最も高い昭和11年度以前生まれの年金受給者の年金受給額を前提として年金額の増加分を過大に説明したことから、誤った事実を前提として国会で審議がされた。

#### ウ まとめ

以上によれば、平成24年改正法は、憲法25条及び社会権規約に違反する。

#### (被告の主張)

#### ア 憲法25条違反の有無の判断枠組み

##### (ア) 社会権規約及び一般的意見について

社会権規約9条は、締約国は、社会保障について全ての者の権利を認める旨を規定し、社会権規約11条1項は、締約国は、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準並びに生活条件の不断の改善について全ての者の権利を認める旨を規定するところ、その趣旨は、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、当該権利

の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものである（社会権規約2条1項参照）。そうすると、社会権規約9条及び2条1項は、個人に対して即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、また、社会保障政策について後退的な措置をとることを禁止して立法府の裁量を羈束するものでもないというべきである。

また、社会権規約委員会の一般的意見は、社会権規約委員会によって社会権規約の解釈を明確化するために出されるものであり、それ自体が我が国に対して法的拘束力を有するものではない。

#### (イ) 憲法25条違反の有無の判断枠組み

国民年金制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ、同条の趣旨に依って具体的にどのような立法措置を講ずるか否かの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、これに対する司法審査は抑制的に行われるべきであるから、立法府の裁量権の行使が著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみざるを得ないような場合を除き、同条に反しないというべきである（昭和57年大法廷判決等参照）。

#### イ 平成24年改正法の目的の合理性

平成24年改正法は、特例水準という本来水準より高い水準の年金が支給される状態が長引き、本来、将来世代の年金給付に充てられるはずであった財源が、今の高齢世代の年金給付に充てられるという状態が生じていたことから、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である国民年金制度の持続可能性を維持するために、特例水準の解消を段階的に図ることを目的として、制定されたものである。

特例水準は、これが生じた早い段階から、平成13年特例法及び平成1

4年特例法に各附則を設け、財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他必要な措置を講じて解消することが予定されていたものであって、一度は平成16年改正法によってその解決が企図されたものの、当時の経済情勢等の事情により、特例水準の解消に至らなかったものである。特例水準が解消されない結果、持続可能な公的年金制度を実現するために導入されたマクロ経済スライド制が発動できない状況にあり、このような状況を踏まえて、政府・与党社会保障改革検討本部に設けられた社会保障改革に関する集中検討会議や報道機関等からも、早期のマクロ経済スライド制の発動が必要であるとの指摘がされていた。

また、平成24年改正法の制定時点において、特例水準による過剰な年金支給額は7兆円程度と見込まれるとともに、持続可能な公的年金制度を実現するために導入されたマクロ経済スライド制が発動されない状態にあり、平成16年改正時に予定していたよりも、マクロ経済スライド制による調整期間は約10年間も長期化しており、その結果、年金受給世代の所得代替率が上昇する反面、将来の所得代替率の低下が見込まれた。このような事態は、現役世代に世代間の不公平感や公的年金制度への不信感を生じさせ、年金制度の持続可能性を損なうことになりかねないものであった。そのため、平成24年改正法は、将来世代の給付を今の受給世代に回していることとなる特例水準を解消することで、将来にわたって年金の給付水準を確保し、「世代間の公平」を図り、もって年金制度の持続可能性を確保するという趣旨（すなわち、特例水準の解消を必要とする趣旨）に立ち返り、その実現を図る方策として、制定されたものである。

以上の経過によれば、賦課方式を基本として成り立っている我が国の公的年金制度において、保険料を納付し、年金制度の支え手となっている現役世代の公的年金制度に対する不安感・不信感を解消することは、持



続可能な公的年金制度を構築する上で極めて重要であるところ、「世代間の公平」を図り、公的年金制度の持続可能性を維持しようとする平成24年改正法の立法目的は、合理的かつ相当なものである。

ウ 平成24年改正法の立法目的を達成するための手段としての合理性

平成24年改正法の内容は、本来、平成16年改正法による改正前の国年法等に基づいて行われるはずであった物価スライド制による年金額の改定を実現するにとどまり、特例水準の解消方法も、3年間で段階的に解消するという現在の年金受給権者に配慮したもので、その立法目的を達成する手段として、著しく不合理な措置であるということとはできない。

エ 他の社会保障給付を考慮した上で合理性を判断すべきであること

憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、国民年金が被保険者の拠出した保険料を基として年金給付を行う保険方式を制度の基本として創設されているものであって年金額が被保険者の保険料納付済期間等によって異なることから明らかにおり、国年法等のみで保障するというものではなく、社会保障制度全体を通じて保障されるべきものである。また、その年金額は、国民の生活水準や財政状況等により改定されることが予定されており、実際にそのような改定が行われてきた。

したがって、仮に、本件各減額処分により、原告らが受給する年金額が、そのみでは「健康で文化的な最低限度の生活」を営むには足りない額になったとしても、そのことから、直ちに平成24年改正法が著しく合理性を欠くということとはできない。

オ 女性一般の年金が低額であることについて

男性一般と比較して女性一般の年金受給額が低額であるといい得るとしても、公的年金制度は、そのみで憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものではない。「健康で文化的な最低限度の生活」は、公的年金のみならずその他の制度を含む社会保障法制

度全体を通じて保障されるべきものである。

そうすると、仮に、原告らが受給する年金額が、そのみでは「健康で文化的な最低限度の生活」を営むには足りないものであったとしても、そのことから、直ちに平成24年改正法が憲法25条1項に反することにはならない。

この点を措くとしても、厚生年金保険料について、男女間の賃金格差を考慮して女性の保険料率が低く設定され、女性の退職年齢が早いことを考慮して厚生年金の支給開始年齢が55歳とされるなど、女性に対する優遇措置も数多くとられてきたのであって、女性の年金問題が放置されているわけではない。

#### カ 特例水準と本来水準のかい離について

平成24年改正法の検討・審議過程で示された財政影響の試算は、基礎年金と厚生年金の給付費の合計を基に、基礎年金における特例水準と本来水準とのかい離の割合と、これと同水準である昭和11年度以前生まれの受給権者の厚生年金における特例水準と本来水準とのかい離の割合とを用いて機械的に算出したものであった。このような試算は、特例水準による年金財政への影響を検討・審議するための資料として十分に合理性を有するものであるから、同試算が審議に提出されたことをもって平成24年改正法の立法過程がゆがめられたとはいえない。

なお、特例水準の解消幅は、それぞれの生年度に応じたものとなっており、各生年度における本来水準と特例水準とのかい離の割合を超えて解消（減少）が行われることはない。

#### キ まとめ

このように、平成24年改正法は、合理性を有するものであって、著しく合理性を欠くものであるとは到底いうことができない。

したがって、平成24年改正法が憲法25条及び社会権規約に違反する

とはいえない。

(2) 争点(2) (平成24年改正法は憲法29条1項に違反するか否か) について  
(原告らの主張)

ア 平成24年改正法が財産権を制約していること

5 憲法29条1項が保障する財産権は、公法上の権利を含む財産的価値を有する全ての権利をいうから、国年法等に基づく裁定を受けた年金受給権は、財産権として保障を受け、事後の法律によってその受給額を減額する旨の変更がされた場合は、財産権の制約に当たるといふべきである。

イ 憲法29条1項違反の有無の判断枠組み

10 法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律によって変更することは、当該財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものでない場合、当該法律は憲法29条1項違反となるといふべきである(最高裁昭和48年(行ツ)第24号同53年7月12日大法廷判決・民集32巻5号946頁〔以下「昭和53年大法廷判決」という。〕参照)。

ウ 財産権(年金受給権)の性質

20 年金は、高齢者にとって、生活の糧となる唯一の収入源であって生存権と強く結び付いたものである。したがって、年金の実質的価値の維持が求められる。

また、年金については、社会保険方式が採用されており、納付した保険料の実績が将来の給付の根拠となる。したがって、年金は、税方式と比較して、負担と給付のつながりが強く、その給付水準の引下げもより制限されることとなる。

25 エ 財産権(年金受給権)の内容を変更する程度

(ア) 年金受給者の信頼保護

物価スライド特例法及び平成16年改正法は、制定時点での年金額が生活に不可欠な年金の実質的価値に相当するものとしてこれを保障し、年金受給者らにおいては、物価スライド特例法及び平成16年改正法により、物価上昇のみによって特例水準が解消されることを信頼して生活設計をしているから、このような信頼は法的保護に値する。しかし、平成24年改正法は、物価スライド制による改定率に更に特例水準を解消するための定数を乗じて年金額を算定するもので、想定されなかった理由による年金の減額となるから、年金受給者らの上記信頼を侵害するものである。

10 (イ) 年金減額率

この点を措くとしても、平成25年10月～平成27年4月の間に合計2.5%の年金額を引き下げることが、年金受給者の生活に打撃を与えるものである。また、物価指数には、食料品等の生活必需品に加え、自動車、家電等の耐久消費財の価格も含まれる一方で、保険料等の社会保障費用は含まれないから、物価指数が下落しても、年金受給者の生活に必要な品目の物価が下落するとは限らず、一旦算定された年金額を下回る額で生活することは困難である。

15 (ウ) その他の事情

加えて、平成24年改正法は、上記(1) (原告らの主張) イ(イ)dのとおり、女性の低年金受給者の生活実態を考慮せず、また、上記(1) (原告らの主張) イ(イ)aのとおり、他の選択肢を検討せずに、一律に年金受給額を引き下げたものであり、最低限度の生活を保障するという社会保障の目的に反するものである。

20 オ 財産権 (年金受給権) を変更することによって保護される公益の性質

25 マクロ経済スライド制は、物価水準や賃金水準の上昇よりも低い水準でしか年金額を改定せず、年金の実質的価値を侵害するとともに、高齢者

の生活の基礎的支出を賄う老齢基礎年金をも減額するものであって、高齢者の貧困をより深刻な状態に陥れる。そして、平成24年改正法は、特例水準の解消によって、マクロ経済スライド制の発動を目的とするものであるから、年金受給権の制約によって保護される公益は存しない。

5 また、被告は、年金受給権の制約によって「世代間の公平」が保たれる旨主張するが、これが理由にならないことは、上記(1) (原告らの主張) イ(ア) b のとおりである。

カ 昭和12年度以降に生まれた原告らについて

10 上記(1) (原告らの主張) イ(ウ) b のとおり、特例水準と本来水準とのかい離率が3通りあるにもかかわらず、厚生労働省は、国会に対し、最も高いかい離率を前提として過大に年金額の増加分を説明し、国会においては誤った事実に基づいて平成24年改正法の審議がされていた。

キ まとめ

15 以上によれば、平成24年改正法による年金受給権に対する事後的な不利益変更は、年金受給権に対する合理的な制約として容認できるものではない。

したがって、平成24年改正法は、憲法29条1項に違反するというべきである。

(被告の主張)

20 ア 財産権の侵害がないこと

(ア) 年金受給権の性質

25 国年法等においては、その制定当時から、社会経済情勢等の変動により年金額が改定されることが予定されていた(国年法4条、厚年法2条の2)。そして、年金受給権は、社会経済情勢等の変動により年金額が改定されることが内在的に予定された上で創設された権利である。したがって、年金受給権は、一旦決定された年金額がいかなる事情が生じた

としても減額されないというような権利ではない。

(イ) 侵害・制約の有無

そして、平成24年改正法は、本来、特例として、高い水準（特例水準）で支払われていた年金額を、本来予定していた給付水準（本来水準）に適合させるために減額するにとどまり、社会経済情勢等の変動に応じて年金額を改定するものにすぎない。したがって、平成24年改正法による年金額の減額は、財産権を制約するものではない。

イ 憲法29条1項違反の有無についての判断枠組み

仮に、平成24年改正法が財産権を制約するものであるとされる場合であっても、憲法29条の規定からすれば、法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更することが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができないことは明らかである。当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるか否かは、①一旦定められた法律に基づく財産権の性質、②その内容を変更する程度、③これを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきである（昭和53年大法廷判決参照）。

ウ 財産権（年金受給権）の性質

年金受給権は、何らかの財産権を構成するとしても、社会経済情勢等の変動によりその内容である年金額の改定が予定されているから、恒久的に特定の金額を受給し得るような性質の権利ではない。本件各減額処分  
の違憲性を判断するに当たっては、このような年金受給権の性質を考慮すべきである。そして、国民年金及び厚生年金が社会保険方式を採用しているとしても、後記エのとおり、平成24年改正法が、年金の実質的  
価値を損なうものでなく、年金額が保険料負担額を下回るような事態も

生じていないことに照らせば、社会保険方式が採用されていることを殊更重視すべきとはいえない。

エ 財産権（年金受給権）の内容を変更する程度

5 (ア) 国民年金及び厚生年金について、年金の実質的価値を維持するため、平成12年度～平成16年度は、財政再計算の際に、現役世代の賃金動向に対応して賃金再評価や政策改定を行うほか、物価スライド制による改定を実施し、また、平成17年度以降は、本来水準による年金額について、平成16年改正法による物価スライド制又は賃金を基準とした改定を行ってきた。そして、平成24年改正法は、特例水準による年金額を年金の実質的価値を維持する本来的な水準としての本来水準まで減額したものにすぎないから、原告らの年金の実質的価値を損なうものではない。また、特例水準の解消方法も、3年間で段階的に解消するものであって、現在の年金受給権者に著しく不利益を及ぼすものでもない。

10 15 なお、年金の実質的価値を判断する上で、消費者全体の消費実態を踏まえて作成されている物価指数は客観的指標として優れているというべきであるし、保険料負担の面からみても、物価スライド制を基に年金額を増減させることは何ら不合理ではない。

20 (イ) また、平成16年改正法は、飽くまで「世代間の公平」を図るため特例水準を解消することを目的としており、平成20年までに物価が順次上昇するという想定の下に定められたものであるから、仮に、当該想定に反して物価が長期間上昇しなかった場合であっても、特例水準による年金額の支給を継続することが想定されていたなどとはいえず、当該支給を継続されるという信頼が法的に保護されるものであったということ

25 オ 財産権（年金受給権）を変更することによって保護される公益の性質  
平成24年改正法は、将来世代の年金水準を確保し、かつ、国民年金制

度及び厚生年金保険制度の持続可能性を確保するため、特例水準の解消とマクロ経済スライド制を着実に実施することを目的とするものであり、このような公益目的が重要性を有するものであることは明らかである。

すなわち、物価スライド特例法は、本来、物価の下落に伴って年金額を減額すべきであったが、特例措置として当該年度に限って年金額を据え置くことにしたものであり、これにより生じた特例水準を維持しておくことは、世代間の不公平感を招き、年金の持続可能性を損ないかねないものである以上、特例水準の解消を図ることは合理的である。こうした状況にあったことは、①特例水準の維持により本来水準を超えて支給した年金給付総額が概算9.3兆円に上り、将来の受給者の給付を賄うための積立金の積立額が減少したこと、②マクロ経済スライド制による調整期間が長期化し、所得代替率の低下が見込まれたこと、③保険料の納付率が低下していたこと等に照らして、明らかである。

そして、平成16年改正法は、その施行後、社会情勢や年金財政が変動した場合まで、特例水準の解消を理由とした年金額の減額を一切行わない旨定めた規定ではないから、平成16年改正法施行時の想定とは異なることのみをもって、平成24年改正法が不合理であるとはいえない。

また、マクロ経済スライド制の導入は、少子高齢化が進む中、現在の高齢世代の安定にも配慮しつつ、現在の高齢世代と将来世代のバランスをとり、将来世代の給付水準を確保し、もって年金制度の持続可能性を確保することを優先課題とした結果であり、不合理であるとはいえない。

#### カ 昭和12年度以降に生まれた原告らについて

上記(1)(被告の主張)カのとおり、特例水準の解消幅は、それぞれの生年度に応じたものとなっており、各生年度における本来水準と特例水準とのかい離の割合を超えて解消(減少)が行われることはない。

#### キ まとめ



以上によれば、平成24年改正法は、財産権を制約するものではないし、仮に、財産権を制約するものであったとしても、上記ウ～カの事情を総合的に勘案すると、合理的なものといえるから、憲法29条1項に違反するものではない。

5 (3) 争点(3) (平成24年改正法は憲法13条に違反するか否か) について  
(原告らの主張)

憲法13条は、個人の尊重を目的とした権利を保障するところ、上記(2) (原告らの主張) 及び(3) (原告らの主張) のとおり、平成24年改正法は、合理的な理由がないにもかかわらず、高齢者の生存に直結し、自律した生活を可能とする年金受給権を侵害するから、憲法13条に違反するものというべきである。

(被告の主張)

平成16年改正法は、その施行後に社会経済情勢や年金財政が変動した場合においてまで、特例水準を解消することを目的とした年金額の減額を行わないことを定めたものではないし、平成13年特例法及び平成14年特例法においても、特例水準を解消するための措置を講ずることが予定されていた。そうである以上、仮に、原告らにおいて、特例水準の解消を理由とする年金の減額がされないものと期待して、それぞれの老後の生活設計をしていたとしても、そのような期待は、憲法13条で保護される幸福追求権等に当たると解することはできない。

よって、平成24年改正法が、憲法13条に違反するとはいえない。

(4) 争点(4) (平成25年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無) について

(原告らの主張)

年金受給権は一般に他の収入を有しない高齢者にとって生存のための最も重要な権利であることに照らせば、内閣は、平成24年改正法に基づく政令

を制定し、年金額の引下げの可否及び程度を判断するに当たっては、種々の事情を広範に考慮して慎重な判断をする義務があり、①高所得者や大企業に年金財源について応分の負担を求める可能性、②平成26年4月から消費税が8%に引き上げられるとともに、生活必需品や公共料金の価格が上昇し、年金受給額の減額が年金受給者の生活に深刻な影響を与える可能性を考慮すべきであった。

それにもかかわらず、内閣は、前記①及び②の可能性を考慮せずに、年金受給額を引き下げる平成25年改正政令を制定した。

したがって、内閣は、政令の制定に係る裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであって、平成25年改正政令は、無効である。

(被告の主張)

上記(2) (被告の主張) のとおり、平成24年改正法は、その立法目的及び具体的内容において、合理性を有するといえ、平成25年改正政令は、平成24年改正法による読替え後の国年法27条等の規定の委任を受けて、委任の範囲内で特例水準を解消するために年金額の計算過程において乗じる具体的な率等を定めたものであって、適法である。

(5) 争点(5) (昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分の適法性) について

(被告の主張)

上記(1) (被告の主張) カのとおり、厚生年金の基礎年金については、平成16年改正により、新規裁定者の年金は平成16年度以降の毎年の賃金動向を反映させることになったものの、賃金変動率よりも物価変動率の方が高い状況が続いたことから、新規裁定者と既裁定者が同じ改定率になり、生年度による違いは生じていない。また、厚生年金の報酬比例部分について、賃金上昇率の反映状況が生年度によって異なり、昭和11年度以前生まれの受給権者、昭和12年度生まれの受給権者及び昭和13年度以降生まれの受給権

者の間で、本来水準がそれぞれ異なることとなったものの、平成24年改正法の制定後であっても、厚生年金の報酬比例部分は、平成25年度及び26年度においては、生年度により異なる本来水準の額と平成24年度改正法による読替え後の規定に基づく特例水準の額を比較し、本来水準の額が特例水準の額を下回る生年度のグループについては、特例水準の額が支給され、本来水準の額が特例水準の額を上回る生年度のグループについては、その時点で本来水準の額が支給されることとなるから、特例水準の解消幅は、それぞれの生年度に応じたものとなっており、各生年度における本来水準と特例水準とのかい離の割合を超えて解消（減少）が行われることはない。

したがって、昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分においても、過大に減額されたものではなく、本件各減額処分も適法である。

（原告らの主張）

上記(1)（原告らの主張）イ(ウ)bのとおり、昭和12年度以降に生まれた者は、昭和11年度以前に生まれた者に比べて特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離率が低いにもかかわらず、平成24年改正は一律に特例水準を解消するものと解されるから、少なくとも昭和12年度以降に生まれた原告ら、すなわち、原告番号2～4、8～17、19～25、27、29、32、33、35～41、43、45～56、58～64、67～71、73、75～86、88、90～102、104、107、109～111、113、115、117、118、121の各原告は、平成24年改正法により過大に年金額が減額される結果となる。そうすると、本件各減額処分のうちこれらの原告に対してされたものは、いずれも適法とはいえない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記前提事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 物価スライド特例法の制定経緯等

ア 物価スライド制による年金額の改定

5 (ア) 平成16年改正法による改正前の国年法等において、年金額及び保険料水準については、少なくとも5年に一度実施される財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等を踏まえて見直されるとともに、財政再計算と次の財政再計算との間の年については、物価スライド制による年金額の改定が実施される仕組みであった（前記改正経緯(2)ア～カ、弁論の全趣旨）。

10 (イ) 平成8年度の年金額について、平成7年の年平均の物価指数が前年から0.1%下落したが、平成8年特例法（乙全19）が制定され、平成8年度の年金額については減額改定を行わないという特例措置（物価スライド特例法と同様の措置）が講じられた。もともと、その後、平成8年の物価指数が0.1%上昇したため、更なる特例措置が講じられることはなく、平成9年度は、国年法等の規定による年金額が支給されることとなった（結果として、年金額は平成7年度から平成9年度まで据え置かれた。）。（乙全19、20）

15 (ウ) 平成8年と比較した平成9年の年平均の物価指数の変動比率はプラス1.8%であったため、平成10年度の年金額は1.8%引き上げられた（乙全20）。

20 イ 厚生年金給付額の5%引下げ等

平成11年に行われた財政再計算を踏まえて、少子高齢化の進行に伴い現役世代の負担を過重なものとしなないことが必要であるとの観点から、給付総額の伸びを抑制し、厚生年金の給付水準の適正化を図るため、平成12年改正法により、厚生年金に係る年金額の給付乗率を5%引き下げるなどの改正がされたが、併せて、年金受給者の生活の急激な変化を防ぐための経過措置が講じられた（前記改正経緯(2)オ、甲全24、乙全

31)。

ウ 物価スライド特例法の制定

(ア) 平成12年度については、前々年(平成10年)と比較した前年(平成11年)の年平均の物価指数の変動比率がマイナス0.3%であったため、物価スライド制の下では、上記比率を基準とする年金額の減額改定が行われるはずであったが、平成12年度限りの特例措置として、平成12年特例法が制定され、年金額の減額改定を行わず、前年度の額に据え置くこととされた。

その趣旨は、当時の社会経済情勢が、デフレーションに陥り、消費者個人の可処分所得も減少していたことに鑑み、デフレーションに陥った状況からの早期脱却とこれによる景気回復を図るというものであった。

(以上につき、前記改正経緯(2)カ(ア)、乙全16、17)

(イ) 平成13年度についても、前々年(平成11年)と比較した前年(平成12年)の年平均の物価指数の変動比率はマイナス0.7%であったため、本来、平成13年度の年金額は平成12年特例法により据え置いた0.3%を合わせた1.0%の減額改定が行われるはずであったが、平成13年度の年金額についても改めて特例措置を講ずることとされ、平成13年特例法が制定された。

その趣旨は、社会経済情勢は大きく変わっておらず、むしろ上記のとおり物価は下落していたことや、物価指数の下落が2年連続となり、2年間の下落幅も1.0%と大きくなっていることを考慮するものであった。もっとも、その結果、初めて2年連続で特例措置を講ずることや、特例措置を講ずる改定幅も大きくなっていることから、平成13年特例法の附則には検討規定が設けられ、政府は、平成13年以降において初めて行われる国年法による財政再計算(平成16年の財政再計算)が行われるまでの間に、年金額の改定の措置を、平成12年度に引き続き、

平成13年度において行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされた（平成13年特例法附則2条）。（以上につき、前記改正経緯(2)カ(イ)、乙全21, 22)

(ウ) 平成14年度についても、前々年（平成12年）と比較した前年（平成13年）の年平均の物価指数の変動比率はマイナス0.7%であったが、平成14年特例法が制定された。

その趣旨は、平成13年特例法と同様である。また、平成14年特例法にも、平成13年特例法附則2条と同様の内容の検討規定が設けられた（平成14年特例法附則2条）。なお、この検討規定について、厚生労働副大臣は、平成14年3月19日の参議院厚生労働委員会において、後世代に負担を先送りしないという観点から、そのための方策について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を附則に明記しており、平成14年特例法による特例措置に伴う負担が将来的に先送りされることはないものと理解している旨答弁した。（以上につき、乙全18, 22, 24, 25）

(エ) 以上のとおり、平成12年度～平成14年度の年金額については、物価スライド特例法の制定により、各前年度の額に据え置かれた結果として、平成14年度における年金額は、物価スライド特例法が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、1.7%高い水準で支給されることとなった。

#### エ 年金部会の設置等

厚生労働省の審議会である社会保障審議会は、平成14年1月、年金部会（以下「年金部会」という。）を設置した。厚生労働省の担当者は、同年9月10日に開催された第8回年金部会において、①平成12年度

～平成14年度の間、社会経済情勢等に鑑み、物価スライド特例法が制定されたことから、年金額が据え置かれていること、②過去3年と異なり現役世代の賃金が1%台低下し、低下傾向が明確になっており、同省においては現役世代との均衡を考慮すると平成15年度において年金額を据え置く措置を講ずることは必ずしも適当ではないと判断したこと、③平成14年の物価下落分の見通しであるマイナス0.6%にこれまでの据置分マイナス1.7%を合計したマイナス2.3%の年金額の引下げを行うとすると、国民年金の夫婦2人（満額受給している場合）では毎月3080円の引下げ、厚生年金の標準的な年金額23万8000円では毎月5480円の引下げとなり、影響が大きすぎることから、一定の配慮が必要であると判断したこと、④以上のことから、平成15年においては、平成14年の物価の下落分について年金額を引き下げる前提で概算要求をしたこと等を説明した。（乙全45、弁論の全趣旨）

## (2) 平成16年改正法の制定経緯等

### ア 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の発表

平成14年1月に公表された「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」においては、65歳以上の人口割合について、平成9年1月の推計（中位推計）では、平成12年に17.2%、平成37年（令和7年）に27.4%、平成62年（令和32年）に32.3%となるとされていたものが、平成14年1月の推計（中位推計）では、平成12年に17.4%、平成37年（令和7年）に28.7%、平成62年（令和32年）に35.7%となるとされ、従来の推計を上回る速さで少子高齢化が進行することが予想された（乙全26）。

厚生労働省は、平成14年12月、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を発表した。この中では、公的年金制度は従前所得（現役時代の所得）の喪失を補填することにより高齢期の所得保障を行うものであり、

老後の生活の支えにふさわしい実質的に価値のある年金を終身にわたって確実に保障することをその役割とするとされ、この役割を今後とも果たすことができるようにするため、平成16年の年金改革における基本的視点として、社会保険方式の下で、①若い世代を中心とした現役世代の年金制度に対する不安感・不信感を解消すること、②少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応することができ、かつ、恒久的に安定した制度とすること、③現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする事、④現役世代が将来の自らの給付を実感することができる分かりやすい制度とすること、⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応することができるものとする事等が示されていた。(乙全27)

#### イ 平成15年特例法の制定

平成15年度においては、年金額について、前々年(平成13年)と比較した前年(平成14年)の年平均の物価指数の変動比率がマイナス0.9%であったため、物価スライド制の下では、平成11年度の年金額を基準として、2.6%の減額改定がされるはずであったが、平成15年特例法が制定され、物価スライド特例法が適用された結果として現に支給されている平成14年度の年金額を基準として、平成13年(平成15年の前々年)と比較した前年の物価指数の変動比率分(0.9%)のみ減額改定することとされた(前記改正経緯(2)キ)。

#### ウ 「年金制度改正に関する意見」の取りまとめ

年金部会は、平成15年9月12日付けで、「年金制度改正に関する意見」を取りまとめた。その概要は、次のとおりである(甲全28)。

#### (ア) 年金制度改正の必要性

平成12年改正法において、少子高齢化の進行に対応するため、将来



の給付水準を適正化し、最終的な保険料負担を年収の2割程度に抑制したが、凍結された厚生年金・国民年金の保険料の解除、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ等について課題が残されていた。また、平成14年の人口推計によると少子高齢化が一層進行することが予想されているため、現行の給付水準を維持した場合、厚生年金の最終保険料率は、国庫負担割合を変えなければ、約13.6%～約26.2%に上昇すると見込まれ、将来の世代の負担が過重なものとなるおそれがある。

(イ) 高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金

年金制度は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金を終身にわたって確実に保障することをその役割としており、年金の給付と負担の水準を考えるに当たっては、年金制度がこの役割を今後とも確実に果たしていけることを基本として考える必要がある。年金制度を持続可能な仕組みとしていくためには、年金を支える現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮しながら、給付水準の見直しを行っていくことが必要であるが、その場合でも、年金制度がその役割を果たすことができるよう、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして一定の給付水準を確保することが必要である。一方、高齢期の生活の基本的な部分を保障するため、将来にわたり現在の水準を維持すべきであるとの意見もあった。また、裁定後の年金を含め、少なくとも過去3年間特例措置として停止している物価スライド分(1.7%分)を全て反映させた後の水準を前提に今後の水準を検討すべきであるとの意見もあった。

(ウ) 保険料水準固定方式

少子高齢化が進む中で、最終的な保険料水準をできるだけ抑制するためにも、保険料負担は適切に引き上げていく必要がある。世代間における負担の公平の観点や現役世代の負担についての不安を解消するためには、最終的な保険料水準を法律上も明示し、負担の限度を明確に示すべ

きである。このように、最終的な保険料水準を法定し、その上で、少子化等の社会経済情勢の変動の状況、年金を支える力である現役世代の保険料負担能力の動向に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組み（保険料水準固定・給付水準自動調整の仕組み。以下「保険料水準固定方式」という。）を導入することが適切である。一方、保険料水準固定方式で負担は明示されても、年金水準が裁定時まで分からない、さらに、今の少子化の流れが変わらなければ給付水準は下がるという点で、若い世代の不信感は払拭できず、高まるおそれもあり、保険料水準固定方式は導入すべきではないとの意見もあった。

#### 10 (エ) マクロ経済スライド制

保険料水準固定方式における給付水準の自動調整の具体的な方法については、現役世代全体の保険料負担能力とバランスのとれた給付水準とするという観点や、国民生活に急激な影響を及ぼさないよう時間をかけて緩やかに調整していくという観点等から、賃金や労働力人口といった社会全体の保険料負担能力の伸びに見合うよう年金改定率（スライド率）を調整する方法（マクロ経済スライド制）が適当である。一方、少子化の進行で給付水準が低下し、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金の役割が損なわれるおそれがあること等から、マクロ経済スライド制は導入すべきでないという意見もあった。

#### 20 (オ) 基礎年金に対する国庫負担割合の引上げ

基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げについては、安定的な財源を確保し、今回改正で実現すべきである。

#### エ 「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」の発表

25 厚生労働省は、平成15年11月17日、「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」を発表し、平成16年改正では、

持続的で安定的な年金制度の確立を目指し、頻繁な制度改正を必要としない仕組みとしつつ、将来の現役世代の負担への配慮を十分行うとともに、公的年金としてふさわしい給付水準の確保が可能となるよう、改革に取り組んでいくとし、その際、公的年金給付は、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしてふさわしい給付水準を確保すべきであるとともに、公的年金給付が個々人の生活設計に組み込まれていることから、その給付水準の過度の調整や急激な変更を行うことは適切でないとした（乙全28、弁論の全趣旨）。

#### オ 平成16年特例法の法案の提出と審議

平成16年度は、前々年（平成14年）と比較した前年（平成15年）の年平均の物価指数の変動比率がマイナス0.3%であったことから、内閣は、平成15年特例法と同趣旨で平成16年特例法の法案を国会に提出した（乙全46）。

平成16年3月19日に開催された衆議院厚生労働委員会において、平成16年特例法の法案に関し、厚生労働副大臣は、要旨、平成16年特例法は平成15年特例法と同じ考え方に基づいたものであること、保険料を負担する現役世代の賃金が低下している状況の中で現役世代との均衡を図る必要があること、国年法等の規定に従って年金を改定すると高齢者等の生活に与える影響が大きいことに配慮して、平成15年の物価指数の下落分のみ年金額を引き下げることとした旨を説明し、また、厚生労働大臣は、要旨、平成12年度においては、物価指数が下落したが高齢者の負担を避ける意味で年金額の据置きをしたものの、平成13年中頃から現役世代の賃金が低下したため、年金受給者の年金額を据え置くわけにはいかないという趣旨で、平成15年度から物価指数の下落分のみ年金額の引下げを行った旨を説明した。さらに、同委員会に政府参考人として出席した厚生労働省年金局長は、平成16年特例法の法案に

関し、要旨、特例水準によって年金額を据え置くことにより、平成12年度から平成16年度までの間で本来水準に基づく年金額よりも約2兆6000億円多く支給することになる旨及び特例水準はいずれ解消する必要がある旨を説明した。(乙全46)

5 カ 平成16年改正法及び平成16年特例法

平成16年改正法及び平成16年特例法は、平成16年6月に成立した。

(ア) 平成16年改正法

平成16年改正法の概要は、前記改正経緯(2)クのとおりである。平成16年改正法は、内閣府が取りまとめた「改革と展望－2003年度改定」を基に、平成20年までの5年間で平均1.0%の消費者物価が上昇するものと想定されていたことに依拠するもので、①平成16年度から基礎年金の国庫負担割合の引上げに着手し、平成21年度までに基礎年金の国庫負担割合につき本則上2分の1までの引上げを完了させ、②保険料水準固定方式を導入するほか、③社会全体の保険料負担能力の伸びを年金改定率に反映させることで、給付水準を調整する方法(マクロ経済スライド制)を採用し(ただし、調整は名目額を下限とし、名目額は維持する。)、過去3年分の物価スライドの特例措置によって生じた特例水準(1.7%分)については、平成17年度以降、物価及び賃金が上昇する状況の下で解消し、その後にマクロ経済スライド制を適用するものであった。(甲全2,32,乙全31,弁論の全趣旨)

20 (イ) 平成16年特例法

また、平成16年特例法の概要は、前記改正経緯(2)キのとおりである。平成16年特例法は、平成16年度の単年度の年金額について、前々年(平成14年)と比較した前年(平成15年)の年平均の物価指数の変動比率がマイナス0.3%であったため、物価スライド制の下では、平成11年度の年金額を基準として、2.9%の減額改定がされるはずで

あったが、物価スライド特例法が適用された結果として、現に支給されている平成14年度の年金額を基準として、平成13年（平成15年の前々年）と比較した前年の物価指数の変動比率分（平成16年度分につき1.2%〔なお、平成16年度単年では0.3%である。〕）のみ減額改定した。

なお、その結果、平成16年度における年金額は、物価スライド特例法が適用されなかったとした場合の年金額（国年法等の規定による年金額）と比較して、1.7%高い水準であった。

### (3) 平成16年改正法制定後の年金額の推移

#### ア 平成16年の財政再計算の結果

厚生労働省は、平成17年3月、平成16年の財政再計算の結果を発表した。これによると、①平成14年1月の人口推計によれば、日本の総人口における65歳以上の人口割合は、平成12年に17.4%であったが、平成37年（令和7年）には28.7%となり、平成62年（令和32年）には35.7%となること、②被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は、厚生年金につき、平成元年に15.1%であったものが、平成10年には24.9%、平成14年には31.6%と、国民年金（基礎年金）につき、平成元年に19.4%であったものが、平成10年には27.1%、平成14年には31.6%とそれぞれ上昇していること、③平成16年度の標準的な年金受給世帯における所得代替率は59.3%（うち基礎年金33.7%）であり、マクロ経済スライドによる調整期間を20年とすると、マクロ経済スライド調整期間終了時の所得代替率は50.2%（うち基礎年金28.4%）となること、とされていた。（甲全32、乙全31、37、38）

#### イ 平成21年の財政検証等

##### （ア）平成21年の財政検証

厚生労働省は、平成21年、平成16年改正法に基づき財政検証を行った。

これによると、①65歳以上の人口割合は、平成18年人口推計（中位推計）において、平成17年に20.2%であったものが、平成42年（令和12年）に31.8%、平成67年（令和37年）に40.5%となることが見込まれ、②被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は、厚生年金につき、平成元年に15.1%であったものが、平成11年には26.4%、平成15年には33.3%、平成19年には36.4%と、国民年金につき、平成元年に19.4%であったものが、平成11年には28.0%、平成15年には32.7%、平成19年には37.5%とそれぞれ上昇し、③収支差引残が、厚生年金につき平成15年から赤字となり、赤字額は同年で3312億円、平成20年で3兆0380億円であり、国民年金につき平成14年から赤字となり、赤字額は同年で382億円、平成20年で5772億円であった。（以上につき、乙全38,49）

また、④平成21年の財政検証では、同年度の所得代替率は62.3%（うち基礎年金36.6%）であり、マクロ経済スライド調整期間終了時の所得代替率は50.1%（うち基礎年金26.8%）であり、調整期間は約30年間となった。このように、平成21年の財政検証の段階において、年金受給者の基礎年金部分に係る所得代替率は、平成16年の財政再計算時（上記ア参照）と比較して約8%上昇する（ $0.366 \div 0.337 \doteq 1.08$ ）一方、現役世代が将来受給する年金のうち基礎年金部分の所得代替率は約6%低下していた（ $0.268 \div 0.284 \doteq 0.94$ ）。（甲全35,37,38）

#### (イ) 国民年金保険料の最終納付率の下落

国民年金保険料の最終納付率（当該年度の保険料として納付すべき月

数に対し、時効前までに納付した月数の割合をいう。以下同じ。)は、平成17年に72.4%であったものが平成22年に64.5%まで下落した。その理由としては、保険料が高く、経済的に支払うことが困難であると感じていることのほか、年金制度の将来に対する不安感・不信感があることが考えられた。(乙全50)

#### ウ 平成24年改正法の制定経緯等

##### (ア) 年金部会による「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」の公表

年金部会は、平成23年12月16日、「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」を公表した。その概要は、次のとおりである。(乙全47)

##### a 低所得者等への加算

年金制度における最低保障機能の強化の観点、高齢者の世代内の再分配を行う観点から、税財源によって、低所得である基礎年金受給者に加算を行っていくことについては、方向性として望ましいとの意見が多かった。このため、こうした制度の創設に向けて、更に検討を進めるべきである。一方、社会保険制度である日本の年金制度の中で、低年金・低所得の問題を全て解決することは難しく、年金制度で対応するとしても、保険制度の意義・趣旨を損なわないようにすることが大事であるとの意見が多かった。

##### b 特例水準の解消

物価スライド特例法等に基づく年金額が支給されることにより、平成21年度までの10年間で、本来的な水準の年金額が支給された場合に比べて、約5.1兆円が多く支給されており、これに平成22年度及び平成23年度分を加えると、その影響は7兆円程度と見込まれる。また、マクロ経済スライド制による給付水準の自動調整が遅れた

場合、その分だけ調整期間が長くなるため、将来世代の給付水準が低下し、世代間格差を広げる要因となる。

特例水準については、「世代間の公平」の観点及び年金財政の早期安定化を図る観点から、3年以内で解消するなど早急な解消に取り組むべきであるという意見が多数を占めた。なお、年金受給者への丁寧な説明が必要との意見や、年金受給者が特例水準で年金を受給しているとの意識付けが必要との意見、また、特例水準の解消方法については、解消期間を5年以上にするなど、十分な時間をかけ、適切に配慮することが必要であるとの意見もあった。

#### c マクロ経済スライド制

マクロ経済スライド制がデフレ経済下で適用されていないことは、世代間格差及び年金財政の持続可能性の観点から問題であり、デフレ経済下でもマクロ経済スライド制を適用するようにすべきであるという意見があった。他方で、そうであるとしても受給者に対して十分な説明が必要である、老後の基礎的な消費支出を支える基礎年金についてマクロ経済スライド制を実施することは適当ではないなどの意見が出され、特例水準の解消の状況も踏まえながらマクロ経済スライド制の見直しについて引き続き検討を進めることが今後の課題として考えられるとされた。

#### (イ) 社会保障・税一体改革大綱の閣議決定

内閣は、平成24年2月17日、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定した。上記大綱においては、所得比例年金と最低保障年金の組合せから成る1つの公的年金制度に全ての人が加入する新しい年金制度の創設について引き続き実現に取り組むこととされた一方で、現行制度のうち物価スライド特例分について、年金財政の負荷を軽減し、現役世代の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充



実を図るため、特例法により本来の年金額より2.5%高い水準の年金額を支給している措置について、早急に計画的な解消を図ることとし、平成24年通常国会において平成24年改正法に係る法案を提出するものとされた(乙全29)。

5 エ 平成24年改正法の成立等

平成24年改正法は、平成24年11月に成立した。

前記改正経緯(3)アのとおり、平成24年改正法により、平成16年改正法附則7条及び27条の改正等がされ、これらの規定に基づく経過措置は平成26年度までのものと限定され、また、前記改正経緯(3)イのとおり、平成25年改正政令の制定において政令制定率及び政令基準率がそれぞれ定められたことにより、平成25年10月に1% (物価の変動等による改定分を除く。)、平成26年4月に1% (前同)、平成27年4月に0.5% (前同)を引き下げることとされた(平成24年改正法による読替え後の平成16年改正法による改正前の国年法27条、平成24年改正法による読替え後の平成16年改正法による改正前の平成12年改正法附則21条1項)。

なお、具体的には、この間の賃金・物価の変動に伴い、平成25年10月は1.0%の減額改定、平成26年4月は0.7%の減額改定となり、平成27年4月は減額改定が行われなかった(平成25年改正政令による平成16年政令の改正により平成25年10月の改定率が定められた。)(弁論の全趣旨)。

20 オ 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会

平成25年10月11日に開催された第1回年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会(厚生労働省)において関連参考資料として添付された「平成24年度の国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」と題する資料には、要旨、平成20年度～平成24年度の年齢階

級別の現年度納付率（当該年度中に実際に納付された月数である納付月数を、当該年度分の保険料として納付すべき月数である納付月数で除した割合をいう。）は、平成23年度まではほぼ全ての年齢階級においておおむね低下しており、平成24年度は低下傾向に歯止めがかかったものの、依然として厳しい状況にあり、そのような結果が生じた背景及び構造的な課題の1つとして、年金制度及び行政組織に対する不安感・不信感が考えられる旨記載されていた（乙全50）。

また、上記専門委員会において示された「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」と題する資料には、要旨、国民年金保険料の最終納付率は、以前は80%を超えていたが、最近は60%台にまで大きく低下しており、納付率の向上が喫緊の課題となっていること、納付率の低下の要因としては様々なものが考えられるが、国民の年金制度に対する信頼の低下や納付意識の低下も大きな要因の1つと考えられるなどと記載されていた（乙全51）。

#### カ 特例水準解消に至る経緯

以上のとおり、デフレーションの早期脱却・景気回復等の観点から平成12年特例法以来生じた特例水準は、平成16年改正法において、平成17年度以降の物価及び賃金の上昇の下で解消されることが予定されていたが、実際には解消に至らず、年金部会において、「世代間の公平」の観点及び年金財政の早期安定化を図る観点から特例水準の早急な解消を求める意見が多数を占めたことを踏まえ、平成24年改正法において、平成27年度までの3年間で特例水準を段階的に解消することとされたものである（上記(1)ウ、(2)、(3)ウ、エ）。

### 2 争点(1) (平成24年改正法は憲法25条及び社会権規約等に違反するか否か)について

#### (1) 憲法25条違反の有無の判断枠組み等

## ア 判断枠組み

国民年金制度及び厚生年金保険制度は、憲法25条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ（国年法1条、2条、厚年法1条参照）、憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、同条の規定を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、多方面にわたる複雑多様で、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、同条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であると解される（昭和57年大法廷判決参照）。

そうすると、平成24年改正法の制定に係る立法府の選択決定が著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみざるを得ないときに限り、平成24年改正法が憲法25条に違反するものと解するのが相当である。

## イ 原告らの主張について

これに対し、原告らは、①⑦社会権規約は、後退的措置をとることを原則として禁止しており（後退禁止原則）、国内立法もこれに拘束されるとともに、憲法25条を解釈する上でも規範性を有していること、④憲法25条は、国に対し、公的年金制度による最低限度の生活保障を義務付けていること、⑤年金受給権が生存に直結する権利であって、憲法25条だけでなく憲法13条、29条とも密接に関連し、重疊的に保障さ

れていること、㊸年金受給権が侵害された場合には、生存に直結する権利が侵害されたものとして、政治過程を通じて是正を期することが困難であること、㊹社会権規約は後退的措置をとることを原則として禁止しており、憲法98条2項の規定する条約等遵守義務によれば、社会権規約の内容を憲法の解釈に反映させるべきであることに照らせば、厳格な違憲審査基準を用いて判断すべきであり、㊺平成24年改正法は既に具体的・現実的な権利となっている年金受給権の内容を不利益に変更するものであるから、その憲法違反の有無の判断枠組みについては、昭和57年大法廷判決の射程は及ばない旨主張する。

㊻ 上記㊸の各点について検討する。

a 上記㊸については、社会権規約9条は「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」と規定しているところ、これは、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、上記権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではなく、このことは、社会権規約2条1項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることから明らかである（最高裁昭和60年（行ツ）第92号平成元年3月2日第一小法廷判決・集民156号271頁参照）。また、社会権規約委員会の一般的意見が締約国を法的に拘束すると解すべき合理的根拠も見だし難い。

したがって、後退的措置の禁止をいう点を含め、社会権規約9条、2条1項に基づき、立法府の裁量が直接に羈束されるものであるということとはできない。

b 上記①については、憲法25条は、年金制度について何ら具体的に規定するものではなく、社会福祉法制全体を通じて最低限度の生活が保障されることをも想定していると解される。そうすると、憲法25条は、国に対し、公的年金制度による最低限度の生活保障を義務付けているとまではいうことができない。

c 上記②については、年金受給権が憲法13条、29条と密接な関連があるとしても、そのことから直ちに厳格な違憲審査基準が導かれるわけではなく、年金受給権が憲法25条の保障する権利に基づくもの（公法上の権利）であることに照らせば、上記アの判断を左右するものではない。

d 上記③については、年金受給権という権利の内容・性質に照らせば、年金受給権が侵害されたからといって、民主的な政治過程の基礎となる権利を制限しそれを害するものとはいえないから、年金受給権が侵害された場合に政治過程を通じて是正を期することが困難であるとはいえない。

e 上記④については、上記②について説示したとおりであって、後退禁止原則をいう点を含め、社会権規約9条、2条1項に基づき、立法府の裁量が羈束されるということは、憲法98条2項の規定を考慮したとしても、左右されるものではない。

f したがって、平成24年改正法が憲法25条（社会権規約等を含む。）に違反するか否かは厳格な違憲審査基準により審査されるべきとする原告らの上記主張は、採用することができない。

(イ) また、上記②の点については、憲法25条1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の内容及び同条の規定を具体化するための立法措置について上記アにおいて説示したところは、新たに立法措置を講ずる場合と、既に講じられた立法の内容を変更する場合とで、異なることはな

いというべきである。そして、同条2項が「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定するのも、福祉国家の理念に基づき社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきことを国の責務として宣言する趣旨のものと解されることからしても、同条が社会保障制度の不利益な変更について立法府の裁量を特に厳しく制約するものと解することはできない。したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

## (2) 平成24年改正法の憲法25条違反の有無

上記の見解に立って、平成24年改正法の憲法25条違反の有無について以下検討する。

### ア 特例水準とその解消

前記改正経緯(2)カ、上記認定事実(1)ウによれば、平成15年特例法及び平成16年特例法が制定されるより前に、物価スライド特例法が制定されたため、平成12年度～平成14年度の年金額については、国年法等の定めによれば本来行われるはずであった物価スライドによる減額改定が行われなかったことが認められる。

そして、その後、平成15年特例法及び平成16年特例法が制定された結果として、平成16年度における年金額（特例水準による年金額）は、物価スライド特例法が適用されなかったとした場合の年金額（本来水準による年金額）と比較して1.7%高い水準であったことが認められる（上記認定事実(1)ア～ウ）。

そのような中で、持続可能で安定的な年金制度の構築を目指した平成16年改正法が制定され、保険料水準固定方式やマクロ経済スライド制が導入されるなどの年金改革が行われたが、同時に、給付水準の過度の調整や急激な変更を避けるなどの観点から、①平成16年改正法による改正後の規定により計算した額（ただし、マクロ経済スライド制を適用し

ないもの)が定められるとともに、②平成16年特例法による減額措置が講じられた結果として現に支給されている年金額を基準として、物価指数が低下した場合には平成16年改正法による改正前の規定により減額改定を行い、他方、物価指数が上昇しても増額改定は行わないこととして算出される額に満たない場合には②の額を支給することとする旨の経過措置が定められ(前記改正経緯(2)ク(エ)b);物価スライド特例法により減額されなかった1.7%分については、物価及び賃金が上昇する状況の下で解消し、その解消後にマクロ経済スライド制を適用することとされたものと認められる(前記改正経緯(2)キ、ク、上記認定事実(2))。

もともと、その後、当初の見通しに反して物価及び賃金が下落傾向にあったこと等から、平成17年度以降、上記経過措置が適用され続け、平成23年度及び平成24年度における年金額は、平成16年改正法による改正後の規定により計算した額(ただし、マクロ経済スライド制を適用しないもの)より2.5%高い水準となっていたことが認められる(上記認定事実(3)ア～ウ)。

他方、物価スライド特例法は、いずれも、国年法等とは別の独立した「特例に関する法律」として制定され、各翌年度の年金額について何らの規定も設けていなかったことに加え(前記改正経緯(2)カ、上記認定事実(1)ウ(ア)～(ウ))、物価スライド特例法と同内容の平成8年特例法が制定された後に何らの立法措置が講じられることもなく平成9年度以降は本来的水準の年金額が支給されるようになっていたという物価スライド特例法制定前の立法の経緯(上記認定事実(1)ア(イ))に照らせば、物価スライド特例法は、いずれも、飽くまで平成12年度～平成14年度の各年度限りの「特例」措置として、国年法等の定める減額改定を行わないこととしたものであって、物価スライド特例法の各制定時には、原則として、その翌年度からは国年法等の定める本来的水準の年金額(本来

水準による年金額) が支給されることが想定されていたものとい  
ことができる。このことは、平成13年特例法附則2条及び平成14年特  
例法附則2条に、政府は年金額を据え置いたことによる財政への影響を考  
慮して検討を行い、所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられ、物価  
5 スライド特例法により年金額を据え置いたことに伴う負担を将来世代に  
先送りしないようにする必要があると考えられたこと(上記認定事実(1)  
ウイ)、ウ)にも符合するところである。

そうすると、物価スライド特例法に基づき現に支給されている年金額  
(特例水準による年金額)と本来的な水準の年金額(本来水準による年  
10 金額)とのかい離は、近い将来に解消されることが前提とされていたと  
いことができる。

このような物価スライド特例法等の改正経緯を考え合わせると、上記経  
過措置を定める平成16年改正法附則7条及び27条は、上記かい離を  
解消した上で、平成16年改正法による改正後の規定により計算した額  
15 の年金を支給するようにするための方法を定めたものといことができ  
る。

したがって、国民年金制度及び厚生年金保険制度は、憲法25条の趣旨  
を実現するために設けられた社会保障上の制度であるところ(国年法1  
条、2条、厚年法1条参照)、平成24年当時に、平成16年改正法に  
20 による改正後の国年法等の定める本来的な水準の年金額よりも2.5%高  
い年金額が支給されている状況については、いずれ解消されるべきこと  
が法律上予定されていたものといことができる(上記認定事実(3)カ参  
照)。

#### イ 平成24年当時の問題状況

また、平成24年当時、上記経過措置(前記改正経緯(2)ク(エ)b)が適用  
25 され続けており、マクロ経済スライド制が適用されないなど、平成16



年改正法の目指した持続可能で安定的な年金制度の構築を実現することができない状態が続いていたところ（前記改正経緯(2)キ〜ケ，上記認定事実(2)カ，(3)ア〜ウ），①平成21年財政検証及び年金部会が平成23年12月16日に公表した「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理」等（上記認定事実(3)イ，ウ）によれば，平成16年改正法の制定時の予想以上に少子高齢化が進行し，国民年金及び厚生年金の収支差引残の赤字額が増大する状況にある中で，マクロ経済スライド制による給付水準の自動調整が遅れることにより調整期間が長くなり，将来世代の給付水準が低下し，世代間格差を広げる要因となるとの指摘があったこと，②物価スライド特例法等に基づく特例水準による年金額が支給されることにより，平成21年度までの10年間で，本来水準による年金額が支給された場合に比べて，おおむね5.1兆円が多く支給され，これに平成22年度及び平成23年度分を加えると特例水準による年金額の支給を継続することによる影響は7兆円程度と見込まれていたこと，③国民年金保険料の最終納付率は，平成17年に72.4%であったものが平成22年に64.5%まで下落しており，その背景には年金制度に対する不安感・不信感があったと考えられたこと（上記認定事実オのとおり，平成25年10月11日に開催された年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会において示された資料中にも同旨の指摘がある。）が認められる。

#### ウ 平成24年改正法の内容

平成24年改正法は，以上のような状況の下において，上記経過措置（前記改正経緯(2)ク(エ)b）を平成26年度までのものと限定し，物価スライド特例法，平成15年特例法及び平成16年特例法並びに平成16年改正法附則7条及び27条による経過措置に基づき支給されていた特例水準（高い水準）による年金額を，物価変動等による改定分を除き，

平成25年10月に1%、平成26年4月に1%、平成27年4月に0.5%を引き下げて、平成16年改正法による改正後の国年法等の定める本来的な水準による年金額（本来水準による年金額）に戻すとともに、マクロ経済スライド制を適用することができるようにし、平成16年改正法の目指した年金制度を構築するための措置を講ずるものである。そして、平成24年改正法の目的は、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である公的年金制度の持続可能性を維持することにあることができる。

他方で、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではない上、特例水準は平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に解消されるものとされており、年金受給者に対する一定の配慮がされているところである。

#### エ まとめ

以上のように、特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離が存在し、従前からその解消の必要性がいわれていたところ、平成24年改正法は、このかい離が、平成16年改正法施行後の物価の下落傾向の下で、平成16年改正法制定時の想定どおりに解消されず、その結果、マクロ経済スライド制を適用することができないなど、平成16年改正法が目指した年金制度の構築が実現できない状態が継続している中で、従前の予想以上に少子高齢化が進行するなどといった社会経済情勢も踏まえ、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である公的年金制度の持続可能性を維持することを目的として、年金額を引き下げることによって上記かい離を解消するとともに、マクロ経済スライド制を適用することができるようにしたものである。しかも、平成24年改正法において、年金額の引下げは、平

成25年度～平成27年度の3年間で段階的に行うこととされ、年金受給者にも一定の配慮がされている。このことにも鑑みれば、年金額の引下げを伴うことを考慮したとしても、平成24年改正法における立法府の選択決定には、相応の合理性があるといえることができる。

そうすると、平成24年改正法の制定に係る立法府の選択決定が、著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとみることができず、平成24年改正法が憲法25条に違反するものであるといえることはできない。

### (3) 憲法25条違反の有無等に関する原告らの主張について

これに対し、原告らは、平成24年改正法は憲法25条に違反する旨主張するので、以下検討する。

#### ア 社会権規約違反の有無に関する原告らの主張について

原告らは、平成24年改正法は、①社会権規約委員会の一般的意見19(パラグラフ42)が示す判断枠組みに照らせば、社会権規約9条、2条1項の定める後退禁止原則に違反し、また、②仮に、これらの社会権規約を直接適用することができないとしても、その趣旨を憲法25条の解釈に反映して間接的に適用することにより、憲法25条に違反する旨主張する。

しかし、上記①については、上記(1)イ(ア)aにおいて説示したとおり、平成24年改正法が社会権規約に直接違反する旨をいう原告らの主張は、その前提を欠くものであって、採用することができない。

また、上記②については、平成24年改正法が憲法25条に違反するといえることは上記(2)において既に説示したとおりであって、社会権規約の趣旨を同条の解釈に反映したとしても、上記判断が左右されることはないというべきである。したがって、平成24年改正法は社会権規約が間接適用されることによって同条に違反する旨をいう原告ら

の主張も、採用することができない。

イ 平成24年改正法の必要性及び合理性に関する原告らの主張について

原告らは、平成24年改正法による年金減額には必要性も合理性も見いだすことができないなどとして、①特例水準は物価スライド特例法等の  
6 制定という立法判断の結果であり、平成16年改正法により対応済みであるから、特例水準による年金額と本来水準による年金額に差が生じたとしても、特例水準を解消しなければならないような立法事実はなかった、②「世代間の公平」を図り、年金制度の持続可能性を維持するという平成24年改正法の立法目的自体が実質的に無内容である、③平成2  
10 4年改正法はマクロ経済スライド制を早期に適用することを目的とするものであるが、マクロ経済スライド制自体が合理性を欠く旨主張する。そこで、以下検討する。

(ア) 上記①（立法事実がなかったこと）について

この点に関し、原告らの上記主張に沿う内容の意見書（甲全56）も  
15 提出されている。

しかし、上記(2)アにおいて説示したとおり、物価スライド特例法による特例水準に基づく年金の支給は、本来、平成12年度～平成14年度  
20 についてのみ「特例」的に講ずる措置であり、これによって生ずる特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離は近い将来に解消されることが前提とされていたとすることができる。

そして、この特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離を解消するために平成16年改正法が制定されたものであるが、上記  
25 (2)ア、イのとおり、当初の見通しに反した物価及び賃金の下落傾向等により、特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離は解消されず、平成16年改正法が目指した年金制度の構築が実現されない状態が平成24年当時まで続いていたのである。そうすると、平成16年

改正法の制定以降、特例水準による年金額と本来水準による年金額との  
かい離について対応済みのものとして、何ら施策を要しない状況にあっ  
たということもできない。

加えて、上記のとおり、特例水準による年金額と本来水準による年金  
5 額とのかい離は近い将来に解消されることが前提とされていたのである  
から、平成16年改正法が制定されたからといって、以後何らの立法的  
手当てが許されないといえるような事情もうかがわれない。

そうすると、原告らの上記主張は、採用することができない。

(イ) 上記②（「世代間の公平」が無内容であること）について

10 この点に関し、原告らの上記主張に沿う内容の意見書（甲全56）も  
提出されている。

しかし、既に上記(2)イにおいて説示したとおり、平成24年当時、平  
成16年改正法の定める経過措置が適用され続けていたために、平成1  
6年改正法の目指した持続可能で安定的な年金制度の構築を実現するこ  
15 とができない状態が続いていた上、物価スライド特例法等に基づく特例  
水準による年金額が支給されることにより、平成23年度までに7兆円  
程度に及ぶ年金が、本来の年金額より多く支給され、年金財政に相応の  
影響が出ていたというのである。このような状況に照らせば、同様の状  
況が更に継続することにより、年金制度における「世代間の公平」（な  
20 お、ここでいう「世代間の公平」とは、現役世代の納付した保険料等で  
年金受給世代の年金の費用が賄われるという賦課方式の公的年金制度の  
下で、両世代間で均衡がとれ公平が図られていることを意味するものと  
解される。）や年金制度の持続可能性が損なわれるという懸念があった  
というべきである。

25 なお、原告らは、被告が世代間格差の指標の1つとする所得代替率に  
ついて、その算出過程における税・社会保険料の控除の有無（現役世代

の収入についてはこれらを控除するのに対し、年金受給者の収入についてはこれらを控除しない。)が整合せず、年金受給者の税・社会保険料の負担増加を考慮すると、指標たり得ない旨主張する。しかし、所得代替率については、客観的な統計に基づいて、全体的に可処分所得を対比・検討するものとして、一定の合理性があるというべきであるから、原告らの上記主張は理由がない。

そうすると、原告らが主張するその他の事情(国の年金制度の財政方式が賦課方式を原則としていることや現役世代が高齢者による社会資本の整備を享受していること等)を考慮したとしても、特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離を解消して、「世代間の公平」を図り、年金制度の持続可能性を維持するという平成24年改正法の立法目的に内容がないなどということとはできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(ウ) 上記③(マクロ経済スライド制自体が合理性を欠くこと)について

この点に関し、原告らの上記主張に沿う内容の意見書(甲全56)も提出されている。

しかし、マクロ経済スライド制は、物価変動率及び賃金変動率に加え、公的年金制度の被保険者総数変動率(現役人口の増減)と平均余命の伸び率というマクロの指標(人口要因の指標)を勘案して決定された調整率を乗じることにより、賃金及び物価の上昇に比べて年金額の増額を抑制する仕組みである(前記改正経緯(2)ク、上記認定事実(2)ウ(エ))。そして、マクロ経済スライド制は、少子高齢化が急速に進行する中で、現在の高齢世代の生活の安定にも配慮しつつ、現在の高齢世代と将来世代との均衡を図り、将来世代の給付水準を確保し、もって年金制度の持続可能性を確保するために、平成16年改正法により導入されたものである(前記改正経緯(2)ク、上記認定事実(2)ウ(エ))。そうすると、マクロ経済

5  
スライド制は、将来にわたり持続可能な年金制度とするために、経済社会情勢を長期的に見通して年金財政の均衡を保つためのものであって、老齢等により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止するという基礎年金の目的（国年法1条参照）及び老齢等について保険給付を行い労働者等の生活の安定と福祉の向上に寄与するという目的（厚年法1条参照）に照らして、合理性を有するものというべきである。

10  
そして、平均寿命が伸長し、各個人にとって保険料の拠出開始から受給の終了まで長期間を要することに加え、少子高齢化が進行し、年金事業の収支が大きく変化することが予想されることに鑑みれば、おおむね100年間を財政均衡期間として設定することはそれ自体不合理とはいえず、財政検証は少なくとも5年ごとに行われ、その結果により所要の見直しが行われることが想定されているのであるから（国年法4条の2、厚年法2条の3）、マクロ経済スライド制が不合理であるなどとはいえない。

15  
したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

ウ 考慮すべき事項を考慮していないことに関する原告らの主張について

原告らは、平成24年改正法は改正に当たって考慮されるべき事項が考慮されていないとして、①年金財源の確保のためには、保険料の増額等の保険料収入の確保、国庫負担の増額、積立金の活用等、年金の減額に優先して考慮すべき他の複数の選択肢があること、②公的年金制度は、それ自体として、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければ憲法25条に反するところ、平成24年改正法は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を下回る程度に年金額等を切り下  
20  
25  
げるものであること、③年金受給者は、特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離について、物価及び賃金が上昇する中でこれ

を解消するという平成16年改正法の仕組みを信頼して生活をしてきたこと、④低年金受給者、取り分け女性の低年金受給者の生活実態を一切考慮することなく、一律に年金を減額するものであるなどとし、考慮すべき事項が考慮されていない旨主張する。そこで、以下検討する（なお、原告らの上記主張が上記(1)アの判断枠組みの中でどのように位置付けられるかという問題はあるが、著しい合理性の欠落の有無、明らかな裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を判断する際の一事情になり得るものと解される。）。

(ア) 上記①（優先して検討されるべき他の選択肢の存在）について

この点に関しては、原告らの上記主張に沿う内容（高齢者の基礎的生活保障という価値を踏まえ、特例水準の解消という施策以外の他の選択肢が十分に検討されていない旨を指摘するもの）の意見書（甲全47, 50）も提出されている。

しかし、上記(2)ア、イで説示したとおり、特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離が存在し、従前からその解消の必要性がいわれていたものの、当初の想定に反して長期間にわたり解消できない状況が続いていたこと等に照らせば、必ずしも、年金を減額する方法に優先して、原告らの指摘する他の方法を採用しなければならないということとはできない。

また、平成16年改正法は給付額の調整のほか保険料負担や国庫負担割合の引上げや積立金の活用等を内容とするものであり、平成24年改正法も平成16年改正法を前提とするものであったこと（前記改正経緯(2)ク、(3)、上記認定事実(2)カ、(3)）に照らせば、平成24年改正法が年金減額という方法のみを採用したものであるということとはできない。

加えて、上記(1)アのとおり、公的年金制度等の社会保障制度につき、立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することがで



5  
10  
15  
20  
25  
きず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断が必要とされるどころ、前記改正経緯(3)アのとおり、平成24年改正法は、社会経済情勢の変化に応じ、「世代間の公平」や年金財政の安定化を図るため、当初から解消されることが予定されていた特例水準（上記(2)ア参照）を3年という期間をかけて段階的に解消することとしたものであって、少子高齢化の急速な進行により年金財政の悪化が懸念されていたこと（上記認定事実(3)ア、イ、ウ(ア)等にも鑑みれば、年金積立金の取崩し、国庫負担割合の引上げ及び標準報酬月額の上限改正による保険料収入の増収等の措置がされなかったとしても、平成24年改正法の内容が上記の政策的判断として、著しく不合理であるとはいえない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(イ) 上記②（公的年金制度はそれ自体として健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければならないこと）について

15  
この点に関しては、原告らの上記主張に沿う内容（公的年金制度はそれ自体として健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければならない旨を指摘するもの）の意見書等（甲全46、50、56、59、61）も提出されている。

20  
しかし、上記(1)イ(ア)bのとおり、憲法25条は年金制度について何ら具体的に規定するものではなく、社会福祉法制全体を通じて最低限度の生活を保障することを想定していると解され、このような観点から、国が生活に困窮する全ての国民に対しその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すること等を目的として、生活保護法が定められている。

25  
また、昭和60年改正法により老齢基礎年金が導入された当時から、老齢基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、他に稼働・資

産収入、個人の貯蓄や私的年金等の手段があることを前提として、高齢者の平均的な生活費のうち基礎的な支出を保障するものとして導入されたものと説明されてきた（乙全11）。

そうすると、公的年金制度のみによって最低限度の生活が保障されることが憲法25条の要請であるということとはできず、仮に、平成24年改正法により減額された後の年金額が、そのみで同条1項にいう健康で文化的な最低限度の生活を保障するに足りないものとなる場合があるとしても、そのことのみによって、平成24年改正法が同条に違反するということとはできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(ウ) 上記③（年金受給者の信頼保護）について

この点に関しては、原告らの主張に沿う供述・陳述（甲全63～67, 73, 原告中川美智子本人〔原告番号11〕；原告森榮子本人〔原告番号25〕, 原告楠晤本人〔原告番号27〕, 原告川崎明子本人〔原告番号108〕, 原告藤井直行本人〔原告番号116〕）もある。

しかし、年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならないとされているのであり（国年法4条, 厚年法2条の2）、本来的に、社会経済情勢や財政事情等に応じて変更することが予定されているものである。

また、既に上記(2)において説示したとおり、平成16年改正法においても、特例水準について、平成17年度以降に物価が上昇する状況の下でこれを解消するものとされていたが、物価上昇以外の方法によってこれを解消することがない旨が定められていたものではない上、平成24年改正法の制定当時、現に支給されている特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離は、近い将来に解消することが予定されて

いたものである。そうすると、上記イ(ア)において説示したとおり、平成16年改正法は、その制定当時を前提とした特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離の解消方法を定めているものではあるが、平成16年改正法施行後の社会経済情勢や財政事情等に応じて、その解消方法を法律をもって改められることを当然に想定するものであったといえる一方、平成16年改正法がその方法を改めることを禁じる趣旨まで含むものと解すべき合理的根拠は見当たらない。

さらに、上記(2)において説示したとおり、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではない上、特例水準は平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に解消されるものとされており、年金受給者に対する一定の配慮がされているところである。

以上によれば、原告らが主張するところを考慮したとしても、上記(2)における判断を左右するものとはとはいえず、原告らの上記主張は、採用することができない。

#### (エ) 上記④（高齢者・女性の生活実態）について

厚生労働省の発表している資料（厚生労働省年金局「平成25年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」）によれば、女性一般の年金受給額は、男性一般のそれと比較して低額であると認められる（この事実は被告も認めている。）上、高齢者のいる世帯の優に4分の1以上が実質的生活保護基準と同等又はそれ以下の所得で生活を送っており、女性の高齢単独世帯ではその半数以上が実質的生活保護基準以下の所得で生活している旨、及び我が国における生活保護は、その保護率及び補足率がいずれも低く、機能していない旨の指摘（甲全50、53、54、59。なお、甲全8参照）や、低年金受給者、取り分け女性の低年金受給者の生活実態に関する指摘（甲全11、13、14、16～18、50、5

8～62, 証人森脇, 同是澤)があるほか, 原告らが述べる生活状況や, 日々の苦勞及び将来に対する不安な心情(甲全63～67, 73, 原告中川美智子本人〔原告番号11〕, 原告森榮子本人〔原告番号25〕, 原告楠晤本人〔原告番号27〕, 原告川崎明子本人〔原告番号108〕, 原告藤井直行本人〔原告番号116〕)は, いずれも原告らの上記主張に沿うものといえる。

しかし, 上記イ)において説示したとおり, 憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活は, 社会保障制度全体を通じて保障されるものであり, 公的年金制度のみで保障されるものではない。

また, これまでにも, 厚生年金について, 賃金格差を考慮して女性の保険料率を男性のそれに比べて低く設定し(乙全31, 37, 38), 女性の定年退職の年齢が早かったことを考慮して, 女性について, 支給開始年齢を男性に比べて年少(55歳)とし, その後の支給開始年齢の引上げにおいても男性に比べて5年遅れで実施する(昭和60年改正法, 平成6年法律第95号及び平成12年改正法)など, 男女間の年金額の格差を考慮した措置も一定程度講じられてきたことに照らせば, 女性一般の年金受給額が男性一般の年金受給額に比較して低額にとどまってい  
るとしても, これをもって平成24年改正法の内容が著しく不合理である  
とはいえない。

そうすると, 原告らが主張するところを考慮したとしても, 上記(2)における判断を左右するものとまではいえず, 原告らの上記主張は, 採用することができない。

#### エ 立法過程に関する原告らの主張について

原告らは, 平成24年改正法の立法過程に関し, ①平成24年改正法の立法過程において, 年金受給者らの意見を聴取する機会がなく, また, 国会における法案審議も2日間という不十分なものであった, ②厚生勞

働省は、特例水準による年金額と本来水準による年金額の乖離につき、平成12年改正法によって生年度によって乖離率に差が生じているにもかかわらず、特例水準による年金額の支出を試算するに当たり、最も大きな乖離率のみに基づいて誤った試算をし、平成24年改正法に関する国会審議において年金財政の危機を過大に説明した旨主張する。そこで、以下検討する。

(ア) 上記①（年金受給者らの意見の聴取機会の欠如）について

この点に関し、実態把握のための調査が不十分であった旨を指摘する意見書（甲全50）等、原告らの主張に沿う内容の証拠もあるが、平成24年改正法を制定するに当たり、立法府である国会や、法案を作成した政府において、年金受給者等の意見を直接に聴くべき法的義務があったというに足りる合理的根拠は見当たらない。

また、原告らは、国会における法案審議が不十分であった旨主張する。しかし、法案審議に充てられた時間が短いからといって、直ちに審議自体が不十分であるなどとはいえない。

さらに、原告らは、特例水準の解消について議論がされた集中検討会議やワーキンググループには社会保障の専門家が含まれていなかった旨主張する。しかし、上記認定事実(3)ウ(ア)bによれば、年金部会においても、特例水準については、「世代間の公平」の観点及び年金財政の早期安定化を図る観点から、3年以内で解消するなど早急な解消に取り組むべきであるという意見が多数を占めたことが認められ、その他、上記認定の平成24年改正法の制定に至る立法経緯を踏まえても、その立法過程に過誤等があったと認めることはできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(イ) 上記②（厚生労働省の誤った説明）について

平成12年改正法によって、厚生年金の報酬比例部分につき、新規裁

定者については賃金変動率により、既裁定者については物価変動率により、年金額が改定されることとなったため、昭和11年度以前生まれの年金受給者、昭和12年度生まれの年金受給者及び昭和13年度以降の年金受給者との間で特例水準と本来水準のかい離率が異なることとなったことが認められるが（甲全57）、平成24年改正法の制定過程において同かい離率の違いについて説明等がされたことはいわれない。

しかし、平成24年改正法の制定経緯において、厚生労働省が、かい離率の違いに基づく説明をしなかったのは、平成16年改正法施行後から平成27年度の年金額改定までの間は、物価変動率が賃金変動率を上回る状況が続いたため、新規裁定者と既裁定者で同じ改定率が適用され、生年度によって実際に支給される年金額に違いがなかったことによるものと解することもでき（甲全57、弁論の全趣旨）、また、平成24年改正法の検討審議過程（年金部会資料）で示した財政影響の試算は、基礎年金と厚生年金の給付費の合計を基に、基礎年金における特例水準と本来水準とのかい離率の割合及びこれと同水準である昭和11年度以前生まれの受給権者の厚生年金における特例水準と本来水準とのかい離の割合を用いて、機械的に算出したものである旨の説明がされているから（乙全39、47、弁論の全趣旨）、厚生労働省が殊更誤った説明をしたとまでは認められない。そして、これらの事情に鑑みれば、これにより立法府の裁量判断を不当に誤らせたともいうこともできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

#### オ 原告らの主張についてのまとめ

以上に述べたところによれば、平成24年改正法に基づく年金減額により、一般的に、高齢者に一定の不利益をもたらすことが想定されていたとしても、平成24年改正法の上記目的等に照らして、やむを得ない面があるといわざるを得ないのであって、原告らが主張するような諸事情

があるからといって、平成24年改正法が憲法25条に違反するという  
ことはできない。

原告らは、その他にもるる主張するが、いずれも上記判断を左右するも  
のではない。

5 したがって、原告らが主張するところを考慮したとしても、平成24年  
改正法につき、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱  
又はその濫用があったとは認められない。

#### (4) 小括

10 以上によれば、平成24年改正法が憲法25条及び社会権規約に違反する  
ものということはできない。

### 3 争点(2) (平成24年改正法は憲法29条1項に違反するか否か) について

#### (1) 憲法29条1項違反の有無の判断枠組み等

15 既に裁定済みの老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権は、憲法29条1  
項が保障する「財産権」に該当するものであるところ、上記2(2)のとおり、  
平成24年改正法は、従前、平成16年改正法附則7条及び27条が、物価  
スライド特例法等に基づき現に支給されている年金額(特例水準による年金  
20 額)と国年法等が定める本来的な水準の年金額(本来水準による年金額)と  
のかい離は、物価及び賃金が上昇する中で解消することとし、年金額自体の  
減額はしないこととしていたのを改め、物価等の変動の有無にかかわらず、  
平成25年10月以降に年金額を減額することによって、上記かい離を解消  
することを内容とするものである。

25 このように、法律で一旦定められた財産権の内容を事後の法律で変更して  
も、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、これをもつ  
て違憲の立法ということとはできない。そして、当該変更が公共の福祉に適合  
するようにされたものであるかどうかは、一旦定められた法律に基づく財産  
権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護

される公益の性質等を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべきである（昭和53年大法廷判決参照）。

(2) 平成24年改正法の憲法29条1項違反の有無

上記の見解に立って、平成24年改正法の憲法29条1項違反の有無について、以下検討する。

ア 一旦定められた法律に基づく財産権の性質

年金受給権は、老齢に関して年金給付を受ける権利であって、受給権者の生活の安定・向上に寄与することを目的とするもので（国年法1条、2条、厚年法1条）、納付した保険料と連関するものである。

もつとも、上記2で説示したとおり、賦課方式の下での年金受給権は、制度的な内在的制約を有する財産権というべきであって、年金の額は、老齢年金の趣旨・目的を実現するために、国民の生活水準その他の諸事情も踏まえて決定されるべき立法政策上の問題であり、本来的に、社会経済情勢や財政事情等に応じて変更することが予定されているものである（国年法4条、厚年法2条の2参照）。

イ 財産権の内容を変更する程度

上記2(2)ア～ウにおいて説示したとおり、平成24年改正法は、従前から解消すべきこととされていた、現に支給されている特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離を解消するために、平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に2.5%を減額するものである。

そうすると、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではない上、特例水準は平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に解消されるものとされており、年金受給者に対する



一定の配慮がされているということが出来る。

ウ 財産権の内容を変更することによって保護される公益の性質

上記2(2)ア～ウにおいて説示したとおり、平成24年改正法は、従前から解消すべきこととされていた、現に支給されている特例水準による年金額と本来水準による年金額とのかい離を解消するために年金額を引き下げるものであり、また、平成24年改正法は、上記かい離が物価の下落傾向の下で想定どおりに解消されず、その結果、マクロ経済スライド制を適用することができないなど、平成16年改正法が目指した年金制度の構築が実現できない状態が継続している中で、従前の予想以上に少子高齢化が進行するなどといった社会経済情勢も踏まえ、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である公的年金制度の持続可能性を維持することを目的として制定されたものである。

エ 総合判断

以上のとおり、年金受給権は財産権ではあるものの一定の制約があるところ、年金受給権の内容を変更する程度は特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、また、段階的解消により年金受給者に対する一定の配慮がされており、他方で、年金受給権の内容を変更することによって、「世代間の公平」が図られ、公益年金制度の持続可能性を維持することが目的とされているということができ、その他の事情をも総合的に勘案すると、平成24年改正法による年金額の減額は、年金受給権に対する合理的な制約として容認されるべきものということが出来る。

したがって、平成24年改正法が憲法29条1項に違反するものであるということとはできない。

(3) 憲法29条1項違反の有無に関する原告らの主張について

ア 財産権（年金受給権）の性質に関する原告らの主張について

原告らは、年金については、社会保険方式が採用されており、納付した保険料の実績が将来の給付の根拠となるため、税方式と比較して、負担と給付のつながりが強く、給付水準の引下げもより制限されるべきところ、年金は、高齢者にとって生活の糧となる唯一の収入源であって生存権と強く結び付いたものであるから、年金の実質的価値の維持が求められる旨主張する。

しかし、上記2(2)において説示したとおり、特例水準は、その当初から、財政に与える影響を考慮しつつ適宜の時期に解消することが予定されていたものであり、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではないこと、特例水準は平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に解消されるものであること（前記改正経緯(3)ア）に照らせば、原告らが主張するところを考慮したとしても、平成24年改正法による財産権に対する規制は合理的な範囲にとどまるものであったといえる。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

#### イ 財産権（年金受給権）の内容に関する原告らの主張について

原告らは、年金については、社会保険方式が採用されており、納付した保険料の実績が将来の給付の根拠となるため、税方式と比較して、負担と給付のつながりが強く、給付水準の引下げもより制限されるべきところ、①物価スライド特例法及び平成16年改正法は、制定時点での年金額が生活に不可欠な年金の実質的価値に相当するものとしてこれを保障し、年金受給者らにおいても、これらを通じて物価上昇のみによって特例水準が解消されることを信頼して生活設計をしていたのであって、このような信頼は法的保護に値する、②平成25年10月～平成27年4月に合計2.5%もの年金額の引下げを行うことは年金受給者の生活に

打撃を与えるものであり、また、物価指数には、食料品等の生活必需品に加え、自動車、家電等の耐久消費財の価格も含まれる一方で、保険料等の社会保障費用は含まれないから、物価指数が下落しても、年金受給者の生活に必要な品目の物価が下落するとは限らず、一旦算定された年金額を下回る額で生活することは困難である、③女性の低年金受給者の生活実態を考慮せず、他の選択肢を検討せずに一律に年金受給額を引き下げたものであり、最低限度の生活を保障するという社会保障の目的に反するなどとして、平成24年改正法は、憲法29条1項に違反する旨主張する。そこで、以下検討する。

10 (ア) 上記①（年金受給者の信頼保護）について

既に上記2(2)、(3)ウ(ウ)において説示したとおり、特例水準は、当初から解消されることが予定されていたものであり、平成16年改正法においても、特例水準につき、物価上昇以外の方法によってこれを解消することがない旨定められたものではないことに加えて、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではない上、特例水準は平成25年度～平成27年度の3年間をかけて段階的に解消されるものとされており、年金受給者に対する一定の配慮がされていることに照らせば、原告らが主張するところを考慮したとしても、上記(2)における判断を左右するものとはとはいえず、原告らの上記主張は、採用することができない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

15 (イ) 上記②（年金減額率）について

我が国の年金制度の財政方式が、賦課方式を原則としており（前記改正経緯(2)ア(ウ)、上記2(3)イ(イ)）、現在の年金受給権者に対して支給される年金給付の財源の大部分は、現役世代が負担する保険料によって賄わ

れており、「世代間の公平」を維持する必要があること（上記2(3)イ）、平成24年改正法は、物価スライド特例法によって生じた特例水準を本来水準に戻すものにすぎず、本来水準に基づく年金額を減額するものではないことに照らせば、年金額の算定に当たって、消費者全体の消費実態を踏まえて作成される物価指数を客観的指標として用いて年金額の引下げをしたことが不合理であるとまではいえない。

また、原告らは、平成24年改正法による年金額の引下げが年金受給者の生活に打撃を与えるとするが、この点を考慮したとしても、上記(2)の判断を左右するものではない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(ウ) 上記③（その他の事情）について

上記2(3)ウ(イ)、(エ)において説示したとおり、「健康で文化的な最低限度の生活」の保障は、公的年金のみならず、各社会保障制度全体によって実現されるべきものであることに加え、男女間の年金額の格差を考慮した措置も一定程度講じられていたことに照らせば、女性一般の年金受給額が男性一般のそれと比較して低額にとどまっていることをもって、平成24年改正法が憲法29条1項に違反するものということとはできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

ウ 財産権（年金受給権）を変更することによって保護される公益に関する原告らの主張について

原告らは、平成24年改正法は、特例水準の解消によって、マクロ経済スライド制の発動を目的とするものであるところ、マクロ経済スライド制は、物価水準や賃金水準の上昇よりも低い水準でしか年金額を改定せず、年金の実質的価値を侵害するとともに、高齢者の生活の基礎的支出を賄う老齢基礎年金をも減額するものであって、高齢者の貧困をより深

刻な状態に陥れるから、年金受給権の制約によって保護される公益は存しない旨主張する。

しかし、平成24年改正法は、特例水準を平成27年までに解消するとともに、特例水準を解消した時点で、公的年金制度の被保険者総数変動率（現役人口の増減）と平均余命の伸び率とを勘案して決定された調整率を乗じて年金額を決定するマクロ経済スライド制を早期に実現することによって、将来世代の給付水準が低下することを回避し、「世代間の公平」を図り、社会保障である年金制度の持続可能性を維持することを目的とするものであって、このような立法府の選択決定に相応の合理性があることは、上記2(2)、(3)イ(ウ)において説示したとおりである。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

エ 昭和12年度以降に生まれた原告らに関する原告らの主張について

原告らは、特例水準と本来水準とのかい離率が3通りあるにもかかわらず、厚生労働省は、国会に対し、最も高いかい離率を前提として過大に年金額の増加分を説明し、国会においては誤った事実に基づいて平成24年改正法の審議がされていた旨主張する。

しかし、原告らの上記主張が採用できないことは、上記2(3)エ(イ)で説示したとおりである。

オ 原告らの主張についてのまとめ

原告らは、その他にもるる主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

したがって、平成24年改正法による年金受給権に対する事後的な変更は、受給権に対する合理的な制約として容認されるべきものといえることができる。

(4) 小括

以上によれば、平成24年改正法が憲法29条1項に違反するものという

ことはできない。

#### 4 争点(3) (平成24年改正法は憲法13条に違反するか否か) について

##### (1) 検討

年金受給権は、老齢に関して年金給付を受ける権利であって、受給権者の生活の安定・向上に寄与することを目的とするもので、納付した保険料と連関するものであるが、他方、賦課方式の下で制度的な内在的制約を有する財産権というべきであって、年金の額は、老齢年金の趣旨・目的を実現するために、国民の生活水準その他の諸事情も踏まえて決定されるべき立法政策上の問題であり、本来的に、社会経済情勢や財政事情等に応じて変更することが予定されているものである（上記3(2)ア）。このような年金受給権の内容・性質に照らせば、年金受給権が憲法13条により保障される権利であるということは困難である。

また、仮に、年金受給権が、高齢者の生存に直結し、自立した生活の基礎となる権利であって、人格的生存に不可欠な利益であると捉えて、憲法13条により保障される権利であると解したとしても、年金受給権の本質的内容や、平成24年改正法の趣旨・目的等に照らせば、上記2及び3で説示したところと同様の判断枠組みで判断されるべきであるところ、平成24年改正法について、その目的及び内容が著しく合理性を欠き明らかに裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったということとはできず、平成24年改正法が合理的理由がないのに年金額を減額するものであるとはいえない。

##### (2) 原告らの主張について

これに対し、原告らは、年金受給権は、高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送ることを保障するという点で、憲法13条によっても保障されているのであり、合理的理由がないのに年金額を減額することは許されず、平成24年改正法は憲法13条に違反する旨主張するが、上記(1)において説示したとおりであって、原告らの主張は理由がない。

(3) 小括

したがって、平成24年改正法が憲法13条に違反するものであるということとはできない。

5 争点(4) (平成25年改正政令の制定に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無) について

(1) 検討

ア 平成24年改正法の内容

前記改正経緯(3)アのとおり、平成24年改正法は、特例水準について、平成26年度までとするとともに、平成25年度及び平成26年度につき、年金額について、平成16年改正法による改正前の年金給付額に0.978を乗じて得た額とするものの、改定基準率に0.990を乗じて得た率として政令で定める率(政令制定率)が1を下回る場合においては、当該年度の4月以降、0.978(率の改定が行われたときは、当該改定後の率)に政令制定率を乗じて得た率を基準として政令で定める率(政令基準率)を乗じて得た額をもって、給付の額とすることを定めたものである。

イ 平成24年改正法が政令制定率及び政令基準率を政令に委任した趣旨

このように平成24年改正法が具体的な年金額を算出するのに際して用いる率(政令制定率及び政令基準率)について政令に委任しているのは、改定基準率が物価変動率及び賃金変動率を基準として定められるため(前記改正経緯(3)ア、平成16年改正法による改正後の国年法27条の2)、平成24年改正法の制定時には将来の改定基準率が明らかではなかったことから、改定基準率が定まった時点で政令制定率及び政令基準率を政令で定める意図であって、その他の事情を考慮して政令制定率及び政令基準率を定めることを許容していないものと解される。

ウ 平成25年改正政令の内容

そして、平成25年改正政令は、平成25年における改定基準率が1であったことを踏まえ、政令制定率について、1に0.990を乗じた0.990であると定め、政令基準率については、0.978に0.990を乗じて得た率を基準として0.968と定めたものである（前記改正経緯(3)イ）。

エ そうすると、平成25年改正政令は、平成24年改正法の趣旨に照らして、内閣の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとはいえない。

## (2) 原告らの主張について

原告らは、年金受給権は、高齢者にとって生存のための最も重要な財産であるから、年金額の引下げをするに当たっては、内閣は、種々の事情を広範に考慮して慎重な判断をする義務があるところ、平成25年改正政令を制定した当時、近く消費税の増税が予定されていたことに加え、生活必需品や公共料金の価格が高騰していたのであり、そのような状況下で年金を減額すれば、年金受給者の生活に深刻な影響を与える可能性があったから、平成25年改正政令は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである旨主張する。

しかし、平成24年改正の内容及び趣旨、平成25年改正政令の内容等に照らせば、原告らの主張するところを考慮したとしても、平成25年改正政令に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるということは困難である。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

## (3) 小括

以上によれば、平成25年改正政令が、平成24年改正法の趣旨に照らして、内閣の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとはいえない。

争点(5)（昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分の適法



性) について

(1) 検討

ア 本来水準が異なることになった経緯

本来水準の額は、平成16年改正法による改正後の国年法等により規定  
5 されているところ、上記2(3)エ(イ)のとおり、厚生年金の報酬比例部分に  
ついては、平成12年改正により、新規裁定者の年金は賃金上昇率によ  
る改定とされ、既裁定者の年金は物価上昇率による改定とされたため、  
賃金上昇率の反映状況が生年度によって異なることとなった結果、昭和  
10 11年度以前生まれの受給権者、昭和12年度生まれの受給権者及び昭  
和13年度以降生まれの受給権者の間で、本来水準がそれぞれ異なるこ  
ととなった(他方、基礎年金については、平成16年改正により、新規  
裁定者の年金は平成16年度以降の毎年の賃金動向を反映させることと  
なったが、賃金変動率よりも物価変動率の方が高い状況が続いたことか  
ら、新規裁定者と既裁定者が同じ改定率になり、生年度による違いは生  
15 じていない〔甲全57、弁論の全趣旨〕)。

イ 平成24年改正法の制定後の特例水準の解消幅

平成24年改正法の制定後も、厚生年金の報酬比例部分は、平成25年  
度及び平成26年度においては、生年度により異なる本来水準の額と平  
成24年度改正法による読替え後の規定に基づく特例水準の額を比較し、  
20 本来水準の額が特例水準の額を下回る生年度のグループについては、特  
例水準の額が支給され、本来水準の額が特例水準の額を上回る生年度  
のグループについては、その時点で本来水準の額が支給されることとなる  
から(平成24年改正法による改正後の平成16年改正法附則27条1  
項)、特例水準の解消幅は、それぞれの生年度に応じたものとなってお  
り、各生年度における本来水準と特例水準とのかい離の割合を超えて解  
25 消(減少)が行われることはないものと解される。

ウ そうすると、昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分においても過大に減額されたものということとはできない。

上記に加えて、昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分について、他に本件各減額処分に誤りがあることをうかがわせる事情はなく、原告らもその旨の主張をしていないことを併せ考慮すると、  
5 本件各減額処分は適法であると認められる。

## (2) 原告らの主張について

これに対し、原告らは、厚生年金の報酬比例部分につき、昭和11年度以前生まれの年金受給者、昭和12年度生まれの年金受給者及び昭和13年度  
10 以降の年金受給者との間で特例水準と本来水準のかい離率が異なり（昭和11年度以前生まれの年金受給者のかい離率が最も大きい。）、このような差異があるにもかかわらず一律に年金額を減額することは、昭和12年度以降に生まれた原告らの年金額を違法に減額することとなる旨主張する。

しかし、本来水準が異なることになった経緯、平成24年改正法の制定後の特例水準の解消幅等に照らせば、昭和12年度以降に生まれた原告らの年  
15 金額が違法に減額されたということとはできない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

## (3) 小括

以上によれば、本件各減額処分はいずれも適法である。

## 7 まとめ

以上に説示したところによれば、平成24年改正法が憲法13条、25条及び29条並びに社会権規約に違反するものであるとはいえず、平成25年改正政令が、内閣の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるとはいえない。また、昭和12年度以降に生まれた原告らに対する本件各減額処分は、  
25 過大に減額されたものとはいえないから、いずれも適法である。

したがって、本件各減額処分はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告らの本件請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第7民事部

5

裁判長裁判官 山 地 修

10

裁判官 新 宮 智 之

裁判官渡邊直樹は、退官のため署名押印することができない。

15

裁判長裁判官 山 地 修

